

例 規 集

南薩地区衛生管理組合

【南薩地区衛生管理組合例規目次】

第1編 総規

第1章 規約

- 南薩地区衛生管理組合規約（平成19年2月23日指令市町村第1112号）…………… 1

第2章 通則

- 南薩地区衛生管理組合の休日を定める条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第1号）…………… 5

- 南薩地区衛生管理組合の執務時間を定める規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第1号）…………… 6

第3章 公告式

- 南薩地区衛生管理組合公告式条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第2号）…………… 7

第2編 議会・監査

第1章 議会

- 南薩地区衛生管理組合議会定例会条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第3号）…………… 9

- 南薩地区衛生管理組合議会会議規則（平成19年南薩地区衛生管理組合議会規則第1号）…………… 10

- 南薩地区衛生管理組合議会傍聴規則（平成19年南薩地区衛生管理組合議会規則第2号）…………… 15

- 南薩地区衛生管理組合議会公印規則（平成19年南薩地区衛生管理組合議会規則第3号）…………… 16

第2章 監査

- 南薩地区衛生管理組合監査委員条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第4号）…………… 18

第3編 行政通則

第1章 組織・施設等

- 南薩地区衛生管理組合事務局規程（平成19年南薩地区衛生管理組合訓令第1号）…………… 31

- 南薩地区衛生管理組合協議会設置規程（平成19年南薩地区衛生管理組合訓令第2号）…………… 33

- 南薩地区衛生管理組合一般廃棄物処理施設条例（令和6年南薩地区衛生管理組合条例第5号）…………… 35

○ 南薩地区衛生管理組合一般廃棄物処理施設条例施行規則（令和6年南薩地区衛生管理組合規則第5号）	39
○ 南薩地区衛生管理組合新広域ごみ処理施設建設候補地検討委員会設置要綱（平成26年南薩地区衛生管理組合告示第8号）	45
○ 南薩地区衛生管理組合新ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱（平成29年南薩地区衛生管理組合告示第6号）	47
○ 南薩地区衛生管理組合し尿処理施設条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第6号）	49
○ 南薩地区衛生管理組合し尿処理施設条例施行規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第3号）	51
○ 南薩地区衛生管理組合火葬場条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第7号）	54
○ 南薩地区衛生管理組合火葬場条例施行規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第4号）	57
○ 南薩地区衛生管理組合火葬料助成金交付要綱（平成19年南薩地区衛生管理組合訓令第3号）	59
○ 南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成31年南薩地区衛生管理組合条例第2号）	61
○ 南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成31年南薩地区衛生管理組合規則第2号）	63
○ 南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会条例（平成23年南薩地区衛生管理組合条例第1号）	66
○ 南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会設置規則（平成24年南薩地区衛生管理組合規則第1号）	67
○ 南薩地区衛生管理組合行政不服審査会設置条例（平成28年南薩地区衛生管理組合条例第2号）	69
○ 南薩地区衛生管理組合行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成28年南薩地区衛生管理組合条例第4号）	71
第2章 代理・代決等	
○ 南薩地区衛生管理組合管理者の職務を代理する職員を定める規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第5号）	73
○ 南薩地区衛生管理組合会計管理者の職務を代理する職員を定める規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第6号）	74
○ 南薩地区衛生管理組合事務決裁規程（平成19年南薩地区衛生管理組合訓令第3号）	75
第3章 文書・公印	
○ 南薩地区衛生管理組合公印規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第7号）	76

第4章 情報の公開・保護等

○ 南薩地区衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南薩地区衛生管理組合条例第1号）	79
○ 南薩地区衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年南薩地区衛生管理組合規則第1号）	83
○ 南薩地区衛生管理組合個人情報保護審査会規則（令和5年南薩地区衛生管理組合規則第2号）	110
○ 南薩地区衛生管理組合情報公開条例（令和5年南薩地区衛生管理組合条例第2号）	111
○ 南薩地区衛生管理組合情報公開条例施行規則（令和5年南薩地区衛生管理組合規則第3号）	120
○ 南薩地区衛生管理組合情報公開審査会規則（令和5年南薩地区衛生管理組合規則第4号）	138

第5章 行政手続

○ 南薩地区衛生管理組合行政手続条例（令和5年南薩地区衛生管理組合条例第4号）	139
---	-----

第4編 人 事

第1章 公平委員会等

○ 南薩地区衛生管理組合と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（平成19年規約）	150
○ 南薩地区衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第8号）	151

第2章 定数・任用

○ 南薩地区衛生管理組合職員定数条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第9号）	153
○ 南薩地区衛生管理組合職員の任用に関する規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第8号）	154
○ 南薩地区衛生管理組合職員の職の設置に関する規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第9号）	155

第3章 分限・懲戒

○ 南薩地区衛生管理組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第10号）	157
○ 南薩地区衛生管理組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第11号）	158

第4章 服 務

○ 南薩地区衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組	
---	--

合条例第 12 号)	159
○ 南薩地区衛生管理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合条例第 13 号)	161
○ 南薩地区衛生管理組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合規則第 10 号)	162
○ 南薩地区衛生管理組合職員服務規程 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合訓令第 5 号)	163
○ 南薩地区衛生管理組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合条例第 14 号)	177
○ 南薩地区衛生管理組合職員の育児休業等に関する条例 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合条例第 15 号)	178
○ 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合規則第 11 号)	179
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (平成 28 年南薩地区衛生管理組合規則第 3 号)	180
第 5 章 職員厚生	
○ 南薩地区衛生管理組合職員衛生管理規程 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合訓令第 5 号)	181

第 5 編 給 与

第 1 章 報酬・費用弁償

○ 南薩地区衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 20 年南薩地区衛生管理組合条例第 2 号)	182
○ 南薩地区衛生管理組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合条例第 16 号)	184
○ 南薩地区衛生管理組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合規則第 12 号)	186

第 2 章 給料・手当

○ 南薩地区衛生管理組合管理者等の給与に関する条例 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合条例第 17 号)	188
○ 南薩地区衛生管理組合職員の給与に関する条例 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合条例第 18 号)	189
○ 南薩地区衛生管理組合職員の給与の支給日に関する規則 (平成 19 年南薩地区衛生管理組合規則第 13 号)	190
○ 南薩地区衛生管理組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 (令和元年南薩地区衛生管理組合条例第 4 号)	191

第3章 旅 費

- 南薩地区衛生管理組合職員等の旅費に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第20号）…………… 192

第6編 財 務

第1章 通 則

- 南薩地区衛生管理組合財政状況の公表に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第21号）…………… 193
- 南薩地区衛生管理組合会計規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第14号） …… 195
- 南薩地区衛生管理組合の指定金融機関の指定について（平成19年南薩地区衛生管理組合告示第1号）…………… 196

第2章 契約・財産

- 南薩地区衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第22号）…………… 197
- 南薩地区衛生管理組合契約規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第15号）…………… 198
- 南薩地区衛生管理組合（仮称）南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業に係る総合評価落札方式実施要綱（令和元年南薩地区衛生管理組合告示第11号）…………… 199
- 南薩地区衛生管理組合物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成25年南薩地区衛生管理組合告示第5号）…………… 202
- 南薩地区衛生管理組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第23号）…………… 203
- 南薩地区衛生管理組合公有財産管理規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第16号）…………… 205

第7編 環境衛生

第1章 廃棄物処理

- 南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第24号）…………… 206
- 南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第17号）…………… 209

第2章 浄化槽清掃

- 南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第25号）…………… 217
- 南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例施行規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第18号）…………… 219

第1編 総 規

第1章 規 約

○南薩地区衛生管理組合格約

〔平成19年2月23日〕
〔指令市町村第1112号許可〕

改正 平成19年11月30日指令市町村第884号許可

改正 平成22年1月12日指令市町村第11号許可

改正 平成28年2月12日指令市町村第3号許可

改正 平成30年2月5日協議

改正 平成31年3月25日指令市町村第2号許可

改正 令和5年11月30日指令市町村第3号許可

(名称)

第1条 この組合は、南薩地区衛生管理組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次に掲げる市(以下「関係市」という。)をもって組織する。

- (1) 枕崎市
- (2) 日置市
- (3) 南さつま市
- (4) 南九州市

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市の区域に係る同表左欄に掲げる事務を共同処理する。

共同処理する事務	市の区域
1 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。	枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市(南九州市知覧町及び同市川辺町の区域に限る。)
2 し尿等の処理施設の設置及び管理運営に関すること。	枕崎市、日置市(日置市伊集院町、同市日吉町及び同市吹上町の区域に限る。)、南さつま市、南九州市(南九州市知覧町及び同市川辺町の区域に限る。)

3 し尿等のくみ取りに関すること。	枕崎市、日置市（日置市吹上町の区域に限る。）、南さつま市、南九州市（南九州市知覧町及び同市川辺町の区域に限る。）
4 火葬場の設置及び管理運営に関すること。	枕崎市、日置市（日置市吹上町の区域に限る。）、南さつま市

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、南さつま市加世田川畑 2648 番地に置く。

（組合議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 12 人とし、次に掲げる区分に応じ、関係市の議会が当該市議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。

- （1） 枕崎市 3 人
- （2） 日置市 2 人
- （3） 南さつま市 4 人
- （4） 南九州市 3 人

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

（補欠選挙）

第7条 組合議員が欠けたときは、当該組合議員を選挙した関係市の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（議長及び副議長）

第8条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各 1 人を選挙する。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

（組合議会の招集）

第9条 組合議会は、管理者が招集する。

（特別議決）

第10条 組合議会の議決すべき事件のうち、関係市のうち一部の市に係るものについては、当該事件に関係する市の議会から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

（管理者及び副管理者）

第11条 組合に、管理者及び副管理者を置く。

- 2 管理者は、南さつま市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副管理者は、南さつま市の副市長の職にある者をもって充てる。

（管理者及び副管理者の任期）

第12条 管理者及び副管理者の任期は、南さつま市におけるそれぞれの職の任期とする。

(職務権限)

第13条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局の設置及び職員)

第14条 組合の事務を処理するため事務局を置き、会計管理者、事務局長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

3 第1項の職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第15条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

4 監査委員は、非常勤とする。

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 組合財産及び事業から生ずる収入

(2) 負担金

(3) その他の収入

2 前項第2号に掲げる負担金の額は、組合議会の議決を経て管理者が定めるものとする。この場合において、議会費及び総務費に係る負担金の額については、それらの総額の100分の30を関係市の均等割とし、100分の70を関係市の人口割とし、それぞれ算出して得た額の合計額とする。

3 前項に規定する人口割の算出の基礎となる人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果によるごみ処理施設、し尿等の処理施設及び火葬場のそれぞれの処理対象区域の人口(し尿等の処理施設の処理対象区域の人口については、その数から当該国勢調査が実施された年度の下水道施設及び集落排水施設の処理人口(特別な事情により処理後の濃縮汚泥を搬入する場合は、当該処理人口の半数)を控除した数)を合算した数とする。

(地方自治法の準用)

第17条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めのない事項については地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市に関する規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
(事務の承継)
- 2 組合は、平成19年3月31日をもって解散する枕崎地区衛生管理組合の事務（ごみの収集運搬に関する事務を除く。）、南さつま市（同市坊津町の区域を除く。）のごみ処理事務並びに川辺町のごみ処理及び火葬事務を平成19年4月1日から承継する。
(経過措置)
- 3 この規約の施行の日の前日において、薩南衛生処理組合の議会の議員及び監査委員であった者は、この規約の施行の日にその職を失う。

附 則（平成19年11月30日指令市町村第884号）

この規約は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成22年1月12日指令市町村第11号）

この規約は、平成22年1月20日から施行する。

附 則（平成28年2月12日指令市町村第3号）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月5日協議）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日指令市町村第2号）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日指令市町村第3号）

この規約は、令和6年9月1日から施行する。

第2章 通 則

○南薩地区衛生管理組合の休日を定める条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第1号〕

(組合の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合の執務時間を定める規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第1号〕

南薩地区衛生管理組合の執務時間は、南薩地区衛生管理組合の休日を定める条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第1号）で定める組合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第3章 公告式

○南薩地区衛生管理組合公告式条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第2号〕

改正 平成19年11月30日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、枕崎市役所、日置市役所、南さつま市役所及び南九州市役所の各掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」、「管理者名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の職氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日条例第26号）
この条例は、平成19年12月1日から施行する。

第2編 議会・監査

第1章 議会

○南薩地区衛生管理組合議会定例会条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第3号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、南薩地区衛生管理組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合議会会議規則

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合議会規則第 1 号〕

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に指定の場所に参集し、その旨を議長に報告しなければならない。

(欠席及び遅参の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(連絡場所の届出)

第 3 条 議員は、別に連絡すべき場所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

(議席)

第 4 条 議員の議席は、選出ごとに議長が定める。

2 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第 5 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第 6 条 会期は、議会の議決により延長することができる。

(議会の開閉)

第 7 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第 8 条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決めるものとする。

(休会)

第 9 条 組合の休日は、休会とする。

2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決により休会することができる。

3 議長は、必要であると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお、出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告する。

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、賛成者1人以上（発議者を含む。）がなければ議題とすることができない。

(先決動議の表決の順序)

第15条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第16条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(日程の作成及び配付)

第17条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第18条 議長は必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第19条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第20条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第21条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、散会を宣告する。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第22条 議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

(不在議員)

第23条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第24条 議長は、投票による選挙を行うときは、第22条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第25条 議長は、投票を行うときは、職員に投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第26条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了)

第27条 議長は、投票が終わったと認めたときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第28条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第29条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第30条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(議題の宣告)

第31条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第32条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決める。

(議事の継続)

第33条 延会、中止又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(発言の許可等)

第34条 発言は、すべて議長の許可を得た後、自席においてしなければならない。

(発言内容の制限)

第35条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるができない。

(発言の継続)

第36条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(表決問題の宣告)

第37条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第38条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(起立による表決)

第39条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(投票による表決)

第40条 議長は、必要があると認めるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 議長は、同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(簡易表決)

第41条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(会議録の記載事項)

第42条 会議録に記載する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 選挙の経過
- (11) 議事の経過
- (12) 記名投票における賛否の氏名
- (13) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、議長の定めによる方法により記録する。

(会議録署名議員)

第43条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第44条 会議録の保存年限は、永年とする。

(会議規則の疑義に対する措置)

第45条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

(準用規定)

第46条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、南さつま市議会会議規則（平成17年南さつま市議会規則第1号）の例による。

附 則

この規則は、平成19年7月19日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合議会傍聴規則

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合議会規則第 2 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 傍聴席の区分、傍聴席の手続等に関する必要な事項は、南さつま市議会傍聴規則（平成17年南さつま市議会規則第 2 号）の例による。

附 則

この規則は、平成19年 7 月 19日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合議会公印規則

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合議会規則第 3 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合議会における公印の保管、使用その他公印の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第 2 条 この規則において公印とは、次に掲げる印をいう。

- (1) 南薩地区衛生管理組合議会議長之印
- (2) 南薩地区衛生管理組合議会副議長之印

(公印の規格等)

第 3 条 公印の名称、型式、寸法、書体、使用区分、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の調製、改刻及び廃棄)

第 4 条 公印の調製、改刻及び廃棄については、名称、規格、個数及び理由を具し、議長の決裁を受けなければならない。

(公印の登録)

第 5 条 公印は、すべて公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。

(公印の保管及び使用)

第 6 条 公印は、前条の登録をした後でなければ、使用してはならない。

- 2 公印の保管及び使用は、事務局長がこれを行うものとする。ただし、定例又は軽易若しくは決裁済のものについて使用する場合は、他の職員にこれを行わせることができる。

(その他必要な事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱いについて必要な事項は、事務局長の指示するところによる。

附 則

この規則は、平成19年7月19日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	型式	寸法 (mm)	書体	使用区分	管守者	個数
議長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 南薩地区衛生 管理組合議会 議長之印 </div>	方21	古印体	議長名をもつてする公文書用	事務局長	1
副議長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 南薩地区衛生 管理組合議会 副議長之印 </div>	方21	古印体	副議長名をもつてする公文書用	事務局長	1

別記様式（第5条関係）

公 印 台 帳

整理 番号	公印名	印影	寸法 (mm)	個数	管守者	調製年月日	摘要
						登録年月日	

第2章 監査

○南薩地区衛生管理組合監査委員条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第4号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査期日等の通知)

第2条 監査委員は、法第199条第2項、第4項及び第5項に規定する監査を行なうときは、あらかじめその日時を管理者に通知しなければならない。

(請求又は要求に基づく監査)

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2第3項の規定により、監査の請求又は要求があったときは、当該請求又は要求があった日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その旨を当該請求又は要求をした者に通知し、着手期限を延期することができる。

(請願に対する措置)

第4条 監査委員は、法第125条の規定により議会からの請願の送付を受けたときは、30日以内に措置しなければならない。

(例月出納検査及び公金出納等の監査)

第5条 法第235条の2第1項に規定する現金出納検査の例日は、毎月20日からその月の末日までの間に行なうものとする。ただし、休日その他やむを得ない理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(決算等の審査)

第6条 監査委員は、法第233条第2項又は第241条第5項の規定による決算及び証書類等又は基金の運用状況を示す書類が審査に付せられたときは、当該送付を受けた日から70日以内に審査し、意見を付けて管理者に送付しなければならない。ただし、審査が70日以内に完了しない場合は、その旨を管理者に通知して当該期限を延長することができる。

(報告及び公表)

第7条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、その結果を議会に対してはその直後に開かれる議会に、その他に対しては当該監査又は検査を終了した日から20日以内に報告又は通知し、監査の結果について公表しなければならない。

2 前項の公表は、南薩地区衛生管理組合公告式条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第2号）の規定を準用する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、監査の執行、その他について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第3編 行政通則

第1章 組織・施設等

○南薩地区衛生管理組合事務局規程

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合訓令第1号〕

改正 令和4年1月25日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 事務局に、総務係及び施設係を置く。

(職員)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長、係長及びその他の職員を置く。

(職務)

第4条 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、及び事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、事務局の事務を整理し、及び所属職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 係長は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、及び係員を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、担当する事務を処理する。

(係の所掌事務)

第5条 係の所掌事務は、次のとおりとする。

総務係

(1) 議会に関すること。

(2) 協議会及び幹事会に関すること。

(3) 組合関係市（南薩地区衛生管理組合規約（平成19年2月23日指令市町村第1142号許可。以下「規約」という。）第2条に規定する市をいう。）との連絡調整に関すること。

(4) 公告式に関すること。

(5) 規約並びに条例、規則及びその他の規程の制定並びに改廃に関すること。

(6) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。

(7) 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。

(8) 会計処理に関すること。

(9) 決算に関すること。

(10) 監査事務に関すること。

- (11) 公平委員会及び行政不服審査会に関すること。
- (12) 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (13) 職員の給与、福利厚生、公務災害補償その他の職員に関すること。
- (14) 事務局の庶務に関すること。
- (15) その他組合業務（施設係に係る所掌事務を除く。）に関すること。

施設係

- (1) 一般廃棄物処理基本計画その他の共同処理する事務に係る計画の策定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業（浄化槽の汚泥及びし尿の収集及び運搬に限る。）に係る処分、指導監督、手数料の徴収等に関すること。
- (3) 浄化槽清掃業に係る処分、指導監督、手数料の徴収等に関すること。
- (4) ごみ処理施設の新設、改廃及び管理運営に関すること。
- (5) 火葬場の新設、改廃及び管理運営に関すること。
- (6) し尿処理施設の新設、改廃及び管理運営に関すること。
- (7) その他共同処理する事務に関すること。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月25日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合協議会設置規程

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合訓令第2号〕

改正 平成19年11月30日訓令第7号

(設置)

第1条 南薩地区衛生管理組合(以下「組合」という。)の適正な事務処理を図るため、南薩地区衛生管理組合協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務について調査及び審議する。

- (1) 南薩地区衛生管理組合同規約(平成19年指令市町村第1112号許可。以下「組合同規約」という。)の変更に関する事。
- (2) 条例の制定又は改廃に関する事。
- (3) 予算に関する事。
- (4) 決算に関する事。
- (5) 組合同規約第2条に規定する関係市(以下「関係市」という。)の負担金に関する事。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議会の議決に付すべき事。
- (7) 組合同規約第3条に規定する事務の推進に関する事。
- (8) 関係市とのごみ処理、し尿処理及び火葬事務の運営に係る連絡調整に関する事。
- (9) その他重要かつ異例な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、関係市の長を会員として組織する。

2 会員が事故その他やむを得ない理由により出席できない場合は、当該関係市の副市長、又は補助職員を代理として、出席させることができる。

3 会員の任期は、関係市の長の任期とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、組合管理者の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、会長以外の会員から互選する。

4 会長は、協議会に関する事務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、主宰する。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する業務の調査研究を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、組合の事務局長及び関係市の環境衛生担当課長をもって組織する。

3 幹事長は、組合の事務局長の職にある者をもって充て、会議の議長となる。

4 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、予め幹事長が指名した幹事はその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日訓令第7号)

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合一般廃棄物処理施設条例

〔 令 和 6 年 9 月 1 日
南薩地区衛生管理組合条例第 5 号 〕

(設置)

第 1 条 一般廃棄物を適正に処分するため、一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って発生する一般廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って発生する一般廃棄物をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

施 設 の 名 称	位 置
なんさつ E C O の 杜	南さつま市金峰町高橋 4148 番地 42
南さつまクリーンセンター	南さつま市金峰町花瀬 215 番地 1

(搬入時間及び休業日)

第 4 条 施設の搬入時間及び休業日は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、施設の管理上その他特に必要があると認めるときは、搬入時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(搬入できる廃棄物等)

第 5 条 なんさつ E C O の 杜 に 搬 入 す る こ と が で き る 廃 棄 物 の 種 類 は、枕崎市、日置市、南さつま市及び南九州市（同市知覧町及び川辺町の区域に限る。）（以下「関係市」という。）の区域において発生した次に掲げる一般廃棄物とする。ただし、関係市が処理する一般廃棄物その他規則で定める一般廃棄物を除く。

- (1) 可燃ごみ（関係市が一般廃棄物の資源化を行う施設において選別した可燃残渣を含む。）
- (2) 不燃ごみ
- (3) 粗大ごみ（関係市の指定するごみ袋に収納して収集することが困難な大きさ又は重量を有するものをいう。）
- (4) 発火性危険物

(5) 有害ごみ

2 南さつまクリーンセンターに搬入することができる廃棄物の種類は、南さつま市（同市坊津町を除く区域に限る。）及び南九州市（同市川辺町の区域に限る。）の区域において発生した次に掲げる一般廃棄物とする。

(1) 焼却灰

(2) 瓦、レンガ、ブロック及び陶磁器

3 管理者は、公益上必要があると認めるときは、前2項に規定する一般廃棄物以外の廃棄物を処理することができる。

（搬入の申出等）

第6条 一般廃棄物を施設に搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）のうち次条に規定する者以外のものは、搬入時に次に掲げる事項（第9条第4号において「申出事項」という。）を申し出なければならない。

(1) 搬入者（搬入者が本人に代わって搬入する場合にあっては本人）の居住する関係市の名称（南九州市にあっては、同市知覧町又は川辺町まで）又は前条第2項の市の名称（南さつま市にあっては同市坊津町を除く区域まで、南九州市にあっては同市川辺町まで）

(2) 一般廃棄物の種類

2 搬入者のうち次条に規定するものは、搬入時に、一般廃棄物の種類（次条第1号の者に限る。）及び事業者名を明らかにしなければならない。

（事業者の搬入に係る届出）

第7条 搬入者のうち次に掲げるものは、規則で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。その届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 関係市から法第7条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。）を受けた事業者

(2) 関係市から一般廃棄物の収集及び運搬に係る委託を受けた事業者

（搬入に係る指示等）

第8条 管理者は、廃棄物の処理を適正かつ円滑に行うため、搬入者に対し、搬入に関し必要な指示をすることができる。

2 管理者は、搬入者に対し、第6条に規定する事項のほか規則で定める事項を明らかにするよう求めることができる。

（搬入の制限）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、廃棄物を搬入することはできない。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 搬入者が施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあるとき。

(2) 搬入しようとする廃棄物が第5条第1項又は第2項に規定する搬入できる廃棄物以外の廃棄物であるとき。

(3) 搬入しようとする廃棄物に第5条第1項又は第2項に規定する搬入できる廃棄物以

外の廃棄物が混入しているとき。ただし、搬入できる廃棄物を容易に分別できる場合にあっては、この限りでない。

- (4) 搬入者が申出事項の申出又は第6条第2項に規定する明らかにすべき事項を明らかにしないとき。
- (5) 搬入者が第8条第1項の指示に従わないとき。
- (6) 搬入者が第8条第2項の規定により明らかにするよう求められた事項について明らかにしないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

(廃棄物の処理手数料)

第10条 廃棄物の処理手数料は、別表第2のとおりとする。

- 2 納付した前項の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(手数料の免除)

第11条 管理者は、搬入される廃棄物が規則で定める廃棄物であると認めるときは、前条の手数料を免除することができる。

(原状回復等)

第12条 搬入者の責めに帰すべき事由により施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、搬入者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(南薩地区衛生管理組合ごみ処理施設条例及び南薩地区衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 南薩地区衛生管理組合ごみ処理施設条例(平成19年南薩地区衛生管理組合条例第5号)
- (2) 南薩地区衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成19年日南薩地区衛生管理組合条例第19号)

別表第1（第4条関係）

施設の名称	搬入時間		休業日
なんさつE C Oの杜	第7条第2号に規定する事業者	1 午前8時30分から正午まで 2 午後1時から午後5時まで	1 日曜日 2 12月31日から翌年1月3日まで
	搬入者（第7条第2号に規定する事業者を除く。）	1 午前8時30分から正午まで 2 午後1時から午後4時まで	
南さつまクリーンセンター	午前9時から午後4時まで		1 月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（水曜日に当たる日を除く。） 3 12月31日から翌年1月3日まで

別表第2（第9条関係）

施設の名称	区分	手数料
なんさつE C Oの杜	家庭系一般廃棄物	10キログラムまでごとに 50円 （消費税及び地方消費税を含む。）
	事業系一般廃棄物	
南さつまクリーンセンター	事業系一般廃棄物	10キログラムまでごとに 100円 （消費税及び地方消費税を含む。）

注 搬入した廃棄物が10キログラム未満のときは10キログラムと、搬入した廃棄物に10キログラム未満の端数があるときは10キログラムとして計算する。

○南薩地区衛生管理組合一般廃棄物処理施設条例施行規則

〔 令和 6 年 9 月 1 日
南薩地区衛生管理組合規則第 5 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合一般廃棄物処理施設条例（令和 6 年南薩地区衛生管理組合条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第 5 条第 1 項ただし書のその他規則で定める一般廃棄物)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項ただし書の規則で定める一般廃棄物は、次に掲げる一般廃棄物とする。

- (1) 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。）
- (2) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 45 号）第 1 条第 6 号に規定するパーソナルコンピュータ、ディスプレイ及び表示装置を備えた小型家電
- (3) 特別管理一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 1 条に規定する特別管理一般廃棄物をいう。）
- (4) 有害性、危険性又は引火性を有する物
- (5) 著しく悪臭を発する物
- (6) 液状の物
- (7) 前各号に掲げる物のほか、適正に処理することが困難な物

2 前項第 4 号から第 7 号までの一般廃棄物を例示すると、概ね別表のとおりである。

(条例第 8 条第 2 項の規則で定める事項)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の発生場所
- (2) 廃棄物の発生原因
- (3) その他搬入を認めるのに必要な事項

(事業者の搬入に係る届出)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する事業者は、あらかじめ、一般廃棄物搬入に係る届出書（第 1 号様式）を管理者に届け出なければならない。

2 前項の事業者は、同項の届出事項の一部に変更があったときは、一般廃棄物搬入に係る届出事項の変更の届出書（第 2 号様式）を管理者に届け出なければならない。ただし、搬

入車両の変更は搬入前に届け出なければならない。

3 前2項の届出には、一般廃棄物収集運搬業に係る関係市の許可証その他の届出事項を証する書面を添付しなければならない。

4 前3項の規定は、条例第7条第1項第2号の事業者に準用する。この場合において、前項中「一般廃棄物収集運搬業に係る関係市の許可証」を「一般廃棄物収集運搬に係る関係市との委託契約書」と、第1号様式中「許可番号（許可年月日）」を「委託年月日」と、「許可の期間」を「委託期間」と、「許可の種別」を「委託の種別」と、「一般廃棄物収集運搬業に係る関係市の許可証」を「一般廃棄物収集運搬に係る関係市との委託契約書」と、「一般廃棄物収集運搬業の許可期間」を「一般廃棄物収集運搬業の委託期間」と読み替える。

(手数料の免除)

第6条 条例第11条の規則で定める廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 関係市の業務その他関係市において発生した廃棄物

(2) 国、県の業務によって発生した廃棄物

(3) 関係市内におけるボランティア活動によって発生した廃棄物及び収集した廃棄物

2 手数料の免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料免除申請書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(南薩地区衛生管理組合ごみ処理施設条例施行規則の廃止)

2 南薩地区衛生管理組合ごみ処理施設条例施行規則(平成19年南薩地区衛生管理組合規則第2号)は廃止する。

別表（第3条関係）

搬入禁止一般廃棄物の種類	搬入禁止一般廃棄物の例
1 有害性、危険性又は引火性を有する者	液化石油ガス・プロパン・ブタン・アセチレン・ガソリン・灯油・火薬等の爆発物、火薬・発煙筒（未使用の物に限る。）
2 著しく悪臭を発する物	等の自然発火物、毒薬・劇物、農薬、白蟻駆除剤等の殺虫剤、化学薬品、シンナー、業務用の接着剤、液状・ペースト状のコーキング剤、ハクリ剤、ペンキ・ニス・インク・トナー等の塗料、消火器、バッテリー、食用以外の廃油、消毒液、機械用のオイル、オイルエレメント
3 液状の物	
適性に処理することが困難な物	ロール状の紙及びビニール、繊維強化プラスチック製の物、ピアノ、エレクトーン、電子ピアノ、電子オルガン、ウォーターベッド（中の液体を抜いた物を除く。）、マットレス

	<p>(スプリング入りの物に限る。)、バイク及びバイク部品、電動カー（バッテリーを外した物を除く。）、自動車及び自動車部品（ホイールを含む。）、タイヤ（バイク及び自動車の物に限る。）、電動アシスト自転車等の大型充電式電池、大型モーター、ボイラ、太陽光パネル、太陽熱温水器、大型電気温水器、建築資材（材木（処理することができない長さ又は大きさの物）、コンクリート片、スレート、ブロック、断熱材、グラスウール、石膏ボード、瓦、タイル、レンガ、アスファルト、鉄筋、鉄柱）、ドア（木製を除く。）、仏壇、耐火金庫、石性の臼、硯、砥石、七輪、物干し台（石及びコンクリート製の物）、陶器製の洗面台、ユニットバス、風呂釜、浴槽（ステンレス製及び鉄製を除く。）、スレート製の煙突、ボーリングの玉、サーフボード、ドラム缶、農業機械、農業用廃ビニール、廃プラスチック、漁業機械及び漁業用器具機材（船外機を含む。）、漁網及び漁具類、ペットの死骸及びペットの糞・トイレ用砂、チップ（紙製及び燃やせる表示のある物を除く。）、注射器及び注射針、灰（桜島の灰を含む。）・土・砂・石（墓石を含む。)</p>
--	--

第1号様式（第7条関係）

一般廃棄物搬入に係る届出書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住所

氏名

（法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名）

南薩地区衛生管理組合一般廃棄物処理施設条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可番号（許可年月日）
- 2 許可の期間（一般廃棄物収集運搬業許可の期間）
- 3 許可の種別（一般廃棄物収集運搬業の許可等の別）
- 4 収集区域（枕崎市・日置市・南さつま市・南九州市（知覧町・川辺町）の区域の別）
- 5 申請者の業種
- 6 搬入する廃棄物の種類（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの別）
- 7 搬入期間
- 8 搬入車両

車種	車番	最大積載量	搬入責任者

- 9 添付書類
一般廃棄物収集運搬業に係る関係市の許可証その他の届出事項を証する書面

注 搬入期間は一般廃棄物収集運搬業の許可期間と同一です。

第2号様式（第7条関係）

一般廃棄物搬入に係る届出事項の変更の届出書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住所

氏名

（法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏

名）

南薩地区衛生管理組合一般廃棄物処理施設条例施行規則第3条第2項の規定により、
年 月 日付で届け出た事項について、変更が生じたので届け出ます。

変更のあった事項	
変更前	
変更後	
備考	
添付資料	
一般廃棄物収集運搬業に係る関係市の許可証その他の届出事項を証する書面	

注 搬入期間は一般廃棄物収集運搬業の許可期間と同一です。

一般廃棄物処理手数料免除申請書

免除申請者の住所、氏名、又は免除申請事業所の住所及び屋号又は商号	〒 住所： 氏名： 電話：
搬入する施設	・なんさつECOの杜 ・南さつまクリーンセンター
免除の理由	1 規則第6条第1項第1号該当 2 規則第6条第1項第2号該当 3 規則第6条第1項第3号該当

上記のとおり手数料の免除について申請します。

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

○南薩地区衛生管理組合新広域ごみ処理施設建設候補地 検討委員会設置要綱

〔平成 26 年 11 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合告示第 8 号〕

（設置）

第 1 条 南薩地区衛生管理組合の新広域ごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）を建設するに当たり、南薩地区衛生管理組合構成市の共同処置する区域内及び日置市（以下「構成市」という。）における新ごみ処理施設の建設候補地を選定するため、南薩地区衛生管理組合新広域ごみ処理施設建設候補地検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を管理者に報告する。

- （1） 各構成市から推薦のあった新ごみ処理施設の建設候補地の選定
- （2） その他管理者が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 16 名以内で組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者について管理者が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 構成市の住民団体の代表者
- （3） 構成市の環境衛生団体の代表者
- （4） 構成市の女性団体の代表者
- （5） 管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の所掌事務が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料を求めることができる。

4 委員会の会議の要旨は公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

（会議録）

第 7 条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 委員会の会議の開催年月日
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 会議に付した案件
 - (4) 議事の内容
 - (5) その他必要と認める事項
- (庶務)

第8条 委員会の庶務は、南薩地区衛生管理組合事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合新ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱

〔平成 29 年 5 月 24 日〕
〔南薩地区衛生管理組合告示第 6 号〕

(設置)

第 1 条 南薩地区衛生管理組合が計画する新広域ごみ処理施設(以下「新ごみ処理施設」という。)の整備に関し必要な事項を検討するため、新ごみ処理施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、管理者に報告する。

- (1) 新ごみ処理施設の安全性に関すること。
- (2) 新ごみ処理施設の処理方式に関すること。
- (3) 新ごみ処理施設の機種を選定に関すること。
- (4) 新ごみ処理施設の規模に関すること。
- (5) 新ごみ処理施設の整備・運営方式に関すること。
- (6) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 名以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 副管理者
- (3) 構成市の副市長
- (4) 管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料を求めることができる。

4 委員会の会議については原則非公開とする。ただし、会議録については公開を行う。

5 委員長は会議の内容に応じて必要があると認めるときは、会議録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、南薩地区衛生管理組合事務局が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあっては、管理者が委員会を招集する。

○南薩地区衛生管理組合し尿処理施設条例

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 6 号〕

改正 平成 22 年 12 月 28 日条例第 2 号

平成 28 年 3 月 3 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、南薩地区衛生管理組合し尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
アクアセンター万之瀬	南さつま市加世田村原3475番地

(管理)

第 3 条 し尿処理施設は、事務局長が管理者の命を受けて管理する。

- 2 し尿処理施設に所長その他の職員を置く。
- 3 所長は、事務局長の命を受けてし尿処理施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(使用許可)

第 4 条 し尿処理施設を使用する者は、管理者の使用許可を受けなければならない。

- 2 管理者は使用を許可するにあたっては、その他必要な使用条件を付することができる。

(使用の制限)

第 5 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、し尿処理施設の使用を制限することができる。

- (1) 設計基準に定められた処理量を超えるとき。
- (2) 計器・機械その他の故障により使用の制限を行うことが適当と認めるとき。
- (3) その他の理由により使用を制限するとき。

(使用料)

第 6 条 第 4 条の規定により、使用許可を受けた者は、次の使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の使用料は、1 トン当たり 50 円に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額及び消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、月締めで使用量を合計し、1 トン未満の端数は 1 トンとして計算する。

(使用許可の取消し)

第 7 条 管理者は、使用者がこの条例及びこの条例に基づく規則に定められた事項に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由により使用を中止した場合で、管理者が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全額又は一部を返還することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 南薩地区衛生管理組合し尿処理施設条例第6条第2項の規定は、この条例の施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の薩南衛生処理組合の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年12月28日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月3日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合し尿処理施設条例施行規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第3号〕

改正 平成20年3月28日規則第1号
令和3年10月4日規則第2号

平成28年3月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、南薩地区衛生管理組合し尿処理施設条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 し尿処理施設は、本組合管内のし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するものとする。

(利用時間及び休業日)

第3条 し尿処理施設の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 利用時間 午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 休業日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日及び1月3日

2 前項の利用時間及び休業日は、必要に応じ変更することができる。

(施設別の搬入区域)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者が、し尿処理施設へ搬入できる区域は次のとおりとする。

施設名	区域
アクアセンター万之瀬	枕崎市、日置市（日置市伊集院町、同市日吉町及び同市吹上町の区域に限る。）、南さつま市、南九州市（南九州市知覧町及び同市川辺町の区域に限る。）

(施設の維持管理)

第5条 し尿処理施設の維持管理は、環境省令で定める基準に従って行う。

(施設き損に対する処置)

第6条 し尿処理施設の建物又は設備をき損した者は、管理者の指示するところに従い、これを修理し、又はその費用を弁償しなければならない。

(使用許可申請書)

第7条 条例第4条第1項に規定するし尿処理施設を使用する者は、し尿処理施設使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(使用許可証の交付)

第8条 条例第4条第2項に規定する許可は、し尿処理施設使用許可証（第2号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月4日規則第2号）

この規則は、令和3年10月4日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合火葬場条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第7号〕

改正 平成19年11月30日条例第26号
平成23年11月18日条例第2号
令和2年2月20日条例第1号

平成22年12月28日条例第3号
平成31年2月20日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、南薩地区衛生管理組合火葬場(以下「火葬場」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
枕崎共同斎場	枕崎市若葉町286番地
南さつま火葬場白亀苑	南さつま市加世田白亀1458番地

(管理)

第3条 火葬場は、事務局長が管理者の命を受けて管理する。

(使用の許可等)

第4条 火葬場を使用しようとする者は、市町村長が交付する死体火葬許可証、死胎火葬許可証又は改葬許可証を提示して管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、四肢を火葬し、又は出産汚物を処理するため火葬場を使用しようとする者は、申請書又は証明書を提出して管理者の許可を受けなければならない。

3 火葬場は、組合管内の住民の使用に支障がないときは、組合管内以外の者に使用させることができる。

(使用料)

第5条 火葬場の使用料は、別表に定める使用料とする。

(使用料の免除)

第6条 管理者は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日条例第26号)

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月18日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（1） 枕崎共同斎場

区分		使用料	
		枕崎共同斎場 管内の住民	その他の住民
大人（13歳以上）	1体	8,000円	60,000円
小人（13歳未満）	1体	6,000円	40,000円
死産児	1胎	4,000円	20,000円
改葬遺骨	1炉	4,000円	20,000円
四肢	1件	4,000円	20,000円
出産汚物	1件	1,000円	3,000円

備考

- 「枕崎共同斎場管内の住民」とは、次に掲げる場合をいう。
 - 火葬場を使用しようとする者が現に枕崎市又は南さつま市（坊津町の区域に限る。）の住民である場合
 - 火葬（改葬を除く。）に付される者が死亡時に、枕崎市又は南さつま市（坊津町の区域に限る。）に本籍を有した場合又は住民であった場合
- 「その他の住民」とは、前項に規定する場合以外をいう。
- 前2項の規定にかかわらず、南さつま火葬場白亀苑管内の住民が使用する場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、枕崎共同斎場管内の住民の欄の使用料を適用する。

(2) 南さつま火葬場白亀苑

区分		使用料	
		南さつま火葬場 白亀苑管内の住民	その他の住民
大人（13歳以上）	1体	8,000円	40,000円
小人（13歳未満）	1体	6,000円	30,000円
死産児	1胎	4,000円	20,000円
改葬遺骨	1炉	4,000円	20,000円
四肢	1件	4,000円	20,000円
出産汚物	1件	1,000円	3,000円

備考

- 「南さつま火葬場白亀苑管内の住民」とは、次に掲げる場合をいう。
 - 火葬場を使用しようとする者が現に南さつま市（坊津町の区域を除く。）又は日置市（吹上町の区域に限る。）の住民である場合
 - 火葬（改葬を除く。）に付される者が死亡時に、南さつま市（坊津町の区域を除く。）又は日置市（吹上町の区域に限る。）に本籍を有した場合又は住民であった場合
- 「その他の住民」とは、前項に規定する場合以外をいう。
- 前2項の規定にかかわらず、枕崎共同斎場管内の住民が使用する場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、南さつま火葬場白亀苑管内の住民の欄の使用料を適用する。

○南薩地区衛生管理組合火葬場条例施行規則

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第 4 号〕

改正 平成 19 年 11 月 30 日規則第 19 号
平成 23 年 11 月 18 日規則第 2 号

平成 20 年 3 月 28 日規則第 1 号
令和 3 年 10 月 4 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合火葬場条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第 2 条 火葬場の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 休業日 1 月 1 日

2 前項の規定にかかわらず、管理者は火葬場の管理運営上必要があると認めるときは、利用時間若しくは休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

(使用料の免除)

第 3 条 条例第 6 条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、火葬場使用料免除申請書(別記様式)を火葬申込みと同時に又は火葬当日までに提出しなければならない。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日規則第19号)

この規則は、平成19年12月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年 3 月28日規則第 1 号)

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年11月18日規則第 2 号)

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年10月 4 日規則第 2 号)

この規則は、令和 3 年10月 4 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者
住 所
氏 名

火 葬 場 使 用 料 免 除 申 請 書

下記の者について、次の理由により火葬場使用料を免除くださるよう申請します。

記

死 亡 者	氏 名		葬 祭 を 行 な う 者	氏 名	
	住 所			住 所	
	死亡年月日	年 月 日		死 亡 者 と の 続 柄	
火 葬 予 定 日		年 月 日			
免 除 の 理 由					
備 考					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日（証明番号 第 号）

所 属
職 名
氏 名

印

○南薩地区衛生管理組合火葬料助成金交付要綱

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合訓令第 3 号〕

改正 平成 19 年 11 月 30 日訓令第 7 号

令和 2 年 4 月 1 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南薩地区衛生管理組合の火葬事務を共同処理する関係市（日置市については日置市吹上町の区域に限る。）に死亡時に住所を有していた者に係る火葬又は住所を有する者の行う火葬の場合で、火葬を管外市町（他の一部事務組合を含む。以下「管外」という。）の火葬場で行った場合の火葬料の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第 2 条 助成金は、南薩地区衛生管理組合の休日を定める条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第 1 号）第 1 条に規定する組合の休日以外の日に、火葬場が修理等のため休業又は管内施設が使用限度を超えたことにより、管外において火葬を行なった場合に交付するものとする。

(助成額)

第 3 条 助成額は、前条の規定に基づき申請者が管外で火葬を行った際に支払った火葬料金と、南薩地区衛生管理組合火葬場条例第 5 条別表に規定する死亡者又は申請者が組合管内に住所を有する場合に支払うべき使用料との差額とする。

(申請手続)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、火葬料助成金交付申請書（別記様式）に火葬済証及び火葬料領収書を添付し、火葬後 20 日以内までに管理者に申請しなければならない。

(助成)

第 5 条 管理者は、前条の申請があったときは申請事項を審査し、適正と認めたときは助成金を交付するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日訓令第 7 号）

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

火葬料助成金交付申請書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合

管理者 様

申請者（死体埋火葬許可書の申請者と同じ）

住 所

氏 名 印

火葬料助成金交付要綱第4条の規定により助成金の交付を申請します。

死亡者の住所		
死亡者の氏名		
死亡者の生年月日	年 月 日生	
使用した火葬場名		
火葬年月日	年 月 日	
火葬料金	円	
添付書類	1 火葬済証 2 火葬料領収書	
助成金交付額	円	
(内訳)		
管外火葬料金	管内火葬使用料	決定額（差額）
(円) - (円) = (円)		

枠内のみ記入すること。

○南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

〔平成 31 年 2 月 20 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 2 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 9 条の 3 第 2 項(同条第 9 項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類(以下これらを「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる一般廃棄物処理施設の種類)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下これらを「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第 3 条 管理者は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 南薩地区衛生管理組合事務局
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から 1 月間とする。

(意見書の提出等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 南薩地区衛生管理組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は鹿児島県環境影響評価条例(平成12年鹿児島県条例第26号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 管理者は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を南薩地区衛生管理組合を組織する市(以下「関係市」という。)以外の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が関係市以外の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、関係市の区域に属さない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

〔平成 31 年 3 月 1 日
南薩地区衛生管理組合規則第 2 号〕

改正 令和 3 年 10 月 4 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 31 年南薩地区衛生管理組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の手続)

第 3 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧の期間等)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日は休日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定す休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

2 縦覧の時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第 5 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月4日から施行する。

別記様式（第3条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">縦 覧 申 込 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">南薩地区衛生管理組合</p> <p style="margin: 10px 0;">管理者 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申込者 住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">電話番号</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び所在地）</p> <p style="margin: 10px 0;">南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第3条の規定により次のとおり申し込みます。</p>	
施設 の 名 称	
縦 覧 年 月 日	年 月 日
縦 覧 時 間	時 分から 時 分まで
備考	

○南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会条例

〔平成 23 年 11 月 18 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 1 号〕

改正 令和元年 11 月 27 日条例第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、南薩地区衛生管理組合管理者の附属機関として設置する南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、廃棄物処理施設の建設工事等（設計、建設工事及び管理運営の全部又は一部をいう。）に係る地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格、同項に規定する落札者決定基準その他の規則で定める事項を審議する。

（委任）

第 3 条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会設置規則

〔平成24年2月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第1号〕

改正 令和元年11月27日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会条例（平成23年南薩地区衛生管理組合条例第1号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務)

第2条 条例第2条の規則で定める事項（委員会の所掌事務）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 廃棄物処理施設の建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格に関する事
- (2) 令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準に関する事
- (3) 入札参加者の事業提案等の審査及び評価に関する事
- (4) 落札候補者の選定に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が総合評価一般競争入札に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、副管理者並びに枕崎市副市長、日置市副市長、南九州市副市長、学識経験を有する者及び管理者が必要と認める者を委員として8人以内で組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 管理者は、委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、当該委員に代えて当該委員の市における職に相当する者を委員に委嘱することができる。

(アドバイザー)

第4条 委員会の所掌事務に関し意見を聴くため、学識経験を有する者2人以上をアドバイザーとして置くことができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議にアドバイザーの出席を求め、その意見を聴くものとする。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。この場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 会議は、非公開とする。
- 7 会議の議決の目的である事項について提案する必要がある、会議を緊急に開くことができない場合で、当該提案について委員（委員長を除く。）全員が書面による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の議決があったものとみなす。

（会議録）

第6条 会議を開いたときは、会議録を作成する。

（委員の責務）

第7条 委員及びアドバイザーは、公正かつ公平に業務を行わなければならない。

- 2 委員及びアドバイザーは、事務の遂行の過程において知り得た秘密、入札に参加しようとする者の事業提案等を他に漏らし、又は自己若しくは第三者のために利用してはならない。ただし、当該事業提案等が社会一般に広く周知され、又は利用されるようになったときは、この限りでない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、南薩地区衛生管理組合事務局において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

（委員会の招集の特例）

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあつては、管理者が委員会を招集する。

○南薩地区衛生管理組合行政不服審査会設置条例

〔平成 28 年 3 月 3 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 2 号〕

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、管理者の附属機関として、南薩地区衛生管理組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、5 名以内の委員で組織する。

(委員)

第 3 条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第 4 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第 3 条第 6 項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第 6 条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(罰則)

第9条 第3条第6項（第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

〔平成 28 年 3 月 3 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額)

第 2 条 法第38条第 1 項（法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第 4 条第 1 項において同じ。）の規定による交付を受ける者は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

(提出資料の写し等の交付に係る手数料の額)

第 3 条 法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第 4 条 審理員は、法第38条第 1 項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第 2 条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて法第38条第 1 項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第 9 条第 1 項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第 1 項及び第 2 項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項の規定中「審理員」とあるのは「南薩地区衛生管理組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

交付の方法	手数料の額
複写機により用紙に白黒で複写したもの（日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下のものに限る。）の交付	1枚10円
複写機により用紙にカラーで複写したもの（A3判以下のものに限る。）の交付	1枚20円
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したもの（A3判以下のものに限る。）の交付	1枚10円
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したもの（A3判以下のものに限る。）の交付	1枚20円
備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	

第2章 代理・代決等

○南薩地区衛生管理組合管理者の職務を代理する職員を定める規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第5号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づき、管理者の職務を代理する上席の職員について定めるものとする。

(上席の職員)

第2条 前条に規定する上席の職員は、事務局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合会計管理者の職務を代理する職員
を定める規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第6号〕

改正 令和3年10月4日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定に基づき、南薩地区衛生管理組合会計管理者の職務を代理する職員について定めるものとする。

(職務代理者)

第2条 前条に規定する職員は、南さつま市の会計課会計係長の職にある者とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合事務決裁規程

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合訓令第 3 号〕

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）の事務決裁について、権限及び責任の所在を明確にすることにより、組合事務の合理的かつ能率的な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 組合事務の決裁、専決及び代決については、南さつま市事務決裁規程（平成17年南さつま市訓令第 1 号）の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「部長」とあり、「課長」とあり、及び「部長及び課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、組合事務の処理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 29 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

第3章 文書・公印

○南薩地区衛生管理組合公印規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第7号〕

改正 平成25年3月29日規則第1号

令和2年4月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、南薩地区衛生管理組合における公印の保管、使用その他の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義)

第2条 この規則において公印とは、公文書に使用する職印をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、型式、寸法、書体、使用区分、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(職務代理者の場合の公印使用)

第4条 管理者その他の職員(以下「管理者等」という。)に事故がある場合又は管理者等が欠けた場合において、他の職員がその職務を代理するときは、その職務を代理される者の公印を使用するものとする。

(公印の調製、改刻及び廃棄)

第5条 公印の調製、改刻及び廃棄については、名称、規格、個数及び理由を具し、副管理者の決裁を受けなければならない。

(公印の登録)

第6条 事務局長は、公印台帳(別記様式)を備えて、すべての公印をこれに登録しなければならない。

(公印の保管及び使用)

第7条 公印は、前条の登録を終了した後でなければ使用してはならない。

2 公印の保管及び使用は、その管守者がこれを行うものとする。ただし、定例又は軽易若しくは決裁済のものについて使用する場合は、他の職員にこれを行わせることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱いについて必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	型 式	寸 法 (mm)	書 体	使用区分	管 守 者	個数
管 理 者 印	南 薩 地 区 衛 生 管 理 組 合 管 理 者 之 印	方 2 1	古印体	管理者名をもつてする文書	事務局長	1
会 計 管 理 者 印	南 薩 地 区 衛 生 管 理 組 合 会 計 管 理 者 之 印	方 2 1	古印体	出納事務に関する事務用	会計管理者	1
事 務 局 長 印	南 薩 地 区 衛 生 管 理 組 合 事 務 局 長 之 印	方 1 8	古印体	事務局長名をもつてする文書	事務局長	1
内 鍋 清 掃 セ ン タ ー 用 管 理 者 印	南 薩 地 区 衛 生 管 理 組 合 内 鍋 清 掃 セ ン タ ー 之 印	方 2 1	れい書体	管理者名をもつてする内鍋清掃センター、知覧最終処分場及び枕崎共同斎場の文書	内鍋清掃センター所長	1
川 辺 清 掃 セ ン タ ー 用 管 理 者 印	南 薩 地 区 衛 生 管 理 組 合 川 辺 清 掃 セ ン タ ー 之 印	方 2 1	れい書体	管理者名をもつてする川辺清掃センターの文書	川辺清掃センター所長	1

別記様式（第6条関係）

公 印 台 帳

整理 番号	公印名	印 影	寸法 (mm)	個数	管 守 者	調 製 年 月 日	摘 要
						登 録 年 月 日	

第4章 情報の公開・保護等

○南薩地区衛生管理組合個人情報保護に関する法律施行条例

〔令和5年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第1号〕

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

第2章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(費用の負担)

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料の額は、零とする。

2 法87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第3章 南薩地区衛生管理組合個人情報保護審査会

(設置)

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、南薩地区衛生管理組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第9条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第10条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 管理者は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第11条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第14条 審査会は、第12条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問実施機関をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査請求の制限)

第16条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第4章 雑則

(委任)

第17条 第8条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、組合規則で定める。

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第18条 第10条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合個人情報保護に関する法律施行細則

〔令和 5 年 4 月 1 日
南薩地区衛生管理組合規則第 1 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し、南薩地区衛生管理組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年南薩地区衛生管理組合条例第 1 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 法第 77 条第 1 項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第 1 号様式）とする。

(開示決定等の通知)

第 3 条 法第 82 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（第 2 号様式）により行うものとする。

2 法第 82 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（第 3 号様式）により行うものとする。

(開示決定等期限の延長の通知)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）（第 4 号様式）により行うものとする。

(開示決定等期限の特例適用の通知)

第 5 条 条例第 4 条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（第 5 号様式）により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第 6 条 法第 85 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）（第 6 号様式）により行うものとする。

(第三者意見書提出機会付与等の通知)

第 7 条 法第 86 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（第 7 号様式）により行うものとする。

2 法第 86 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（第 8 号様式）により行うものとする。

3 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（第 9 号様式）により行うものとする。

(第三者意見書)

第 8 条 法第 86 条第 1 項及び第 2 項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第 10 号様式）により行うものとする。

(保有個人情報の開示の実施の方法等)

第 9 条 保有個人情報の開示の実施に関し、文書又は図画の閲覧又は写しの交付に係る開示

の実施の方法及び電磁的記録について法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、別表の左欄に掲げる保有個人情報の種別につき、同表の中欄に掲げる実施の方法とする。

2 公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(開示の実施方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第11号様式)により行うものとする。

(費用の額等)

第11条 条例第5条第2項に規定する費用のうち、別表の左欄に掲げる保有個人情報の種別につき、同表の中欄に掲げる方法により開示を受けたときの負担すべき費用の額(郵送料を除く。次項において同じ。)は、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の開示の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額)とする。

2 条例第5条第2項に規定する費用のうち、前項に規定する方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費用の額は、当該保有個人情報の開示の実施に要する費用の額とする。

3 写し等の送付を求める者は、郵送料を納付しなければならない。

4 前3項に掲げる費用は、前納しなければならない。

(訂正請求書)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第13条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(第14号様式)により行うものとする。

(訂正決定等期限の延長の通知)

第14条 条例第6条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等期限の特例適用の通知)

第15条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(第16号様式)により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第16条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)(第17号様式)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第18号様式)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第18条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)(第19号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)(第20号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等期限の延長の通知)

第19条 条例第7条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について(通知)(第21号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等期限の特例適用の通知)

第20条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(第22号様式)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第21条 管理者は、年1回、市の機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第9条・第11条関係)

保有個人情報の種別	実施の方法		金額
	区分	内容	
1 文書、図画及び写真	閲覧	原本の閲覧	零円
	写しの交付	複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき単色刷り10円、多色刷り20円
2 マイクロフィルム	閲覧	用紙に印刷したものの閲覧	零円
	視聴	専用機器により映写したものの視聴	零円
	写しの交付	用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につきA4判80円、A3判140円
3 写真フィルム	閲覧	原本の閲覧	零円
	写しの交付	印画紙に印画したものの交付	1枚につきL判80円、六切り200円
4 スライド	視聴	専用機器により映写したものの視聴	零円

	写しの交付	印画紙に印画したものの交付	1枚につきL判 80円、六切り 200円
5 電磁的記録 (6の項又は7の項に該当するものを除く。)	閲覧	用紙に出力したものの閲覧	零円
	視聴	専用機器により再生したものの視聴	零円
	写しの交付	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき単色刷り 10円、多色刷り 20円
		光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	1枚につき 80円
	フレキシブルディスクカートリッジ(CD-R)に複写したものの交付	1枚につき 50円	
6 録音テープ及び録音ディスク	視聴	専用機器により再生したものの聴取	零円
	写しの交付	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 200円
7 ビデオテープ及びビデオディスク	視聴	専用機器により再生したものの視聴	零円
	写しの交付	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 300円

備考

- 1 専用機器は、組合に備え置かれたものに限る。
- 2 電磁的記録の開示の実施は、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるものに限る。
- 3 写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報1件につき1部とする。
- 4 写しの交付に用いる用紙の規格は、原則としてA3判(日本産業規格A列3番のもの)又はA4判(日本産業規格A列4番のもの)とし、印画紙の規格は、L判(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの)、六切り(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのもの)とする。
- 5 この表に定める実施の方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により開示の実施をすることができる。

（実施機関） 様

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 組合の事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日
イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

様

実施機関



保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、南薩地区衛生管理者を被告として（訴訟において南薩地区衛生管理組合を代表する者は となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 組合の事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

南薩地区衛生管理組合の事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「組合の事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の____日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第11号様式)」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 組合の事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第11号様式)」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、南薩地区衛生管理組合の事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第11号様式)」に併せて、お知らせした送付に要する費用を_____で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

様

実施機関



保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、南薩地区衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南薩地区衛生管理組合条例第1号）第3条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

第 号
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、南薩地区衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南薩地区衛生管理組合条例第1号）第4条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第4条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	<p>（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。）</p> <p>年 月 日</p>

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

様

実施機関



保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

組合事務局

(担当者名) (内線：)

電 話：

F A X：

e-mail：

様

実施機関



保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	南薩地区衛生管理組合事務局 (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

様

実施機関



保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	南薩地区衛生管理組合事務局 (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

様

実施機関



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、南薩地区衛生管理組合を被告として（訴訟において南薩地区衛生管理組合を代表する者は となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

第10号様式（第8条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

実施機関 様

(ふりがな)

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

実施機関 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有 : _____ 円

※ 「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（第2号様式）」の（説明）3(2)の費用の送付方法のうち選択した送付方法及びその金額を記載してください。

無

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

実施機関 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

第 号
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第93条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、南薩地区衛生管理組合を被告として (訴訟において南薩地区衛生管理組合を代表する者は となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

組合事務局

(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

第 号
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、南薩地区衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年南薩地区衛生管理組合条例第 1 号) 第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

組合事務局

(担当者名) (内線 :)

電 話:

F A X:

e-mail:

第 号
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

組合事務局

(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

第 号
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

組合事務局

(担当者名) (内線：)

電 話：

F A X：

e-mail：

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

実施機関 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等	<u>（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u> ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様

実施機関



保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、南薩地区衛生管理組合を被告として（訴訟において南薩地区衛生管理組合を代表する者は
となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

第 号
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、南薩地区衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年南薩地区衛生管理組合条例第 1 号) 第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

組合事務局

(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

第 号
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

組合事務局

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

○南薩地区衛生管理組合個人情報保護審査会規則

〔令和 5 年 4 月 1 日〕
南薩地区衛生管理組合規則第 2 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年南薩地区衛生管理組合条例第 1 号）第 17 条第 1 項の規定により、南薩地区衛生管理組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会議)

第 2 条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 3 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合情報公開条例

〔令和5年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第2号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合の有するその諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の組合行政に対する理解と信頼を確保し、住民参加による公正で開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているもの
- (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (4) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付

することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 組合の機関が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 組合の機関が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第2号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前 2 項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部が第 7 条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第 12 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 15 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 13 条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 30 日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第 14 条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議のうえ、当該他の実施機関に対し事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 11 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 15 条 開示請求に係る公文書に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 20 条第 3 項及び第 21 条において「第三者」と

いう。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第18条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 第16条第1項の規定により公文書の開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南薩地区衛生管理組合情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節 南薩地区衛生管理組合情報公開審査会

(設置)

第22条 第20条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、南薩地区衛生管理組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第23条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第24条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 管理者は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第3節 審査会の調査審議の手續

(審査会の調査権限)

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第27条 審査会は、審査請求人等から申立てがあった場合には、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第28条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手續)

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第26条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第27条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第26条第3項若しくは第4項又は第28条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等

以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第31条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（審査請求の制限）

第32条 この条例の規定による審査会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（答申書の送付等）

第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（審査会への委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第4章 情報公開施策の推進

（情報公開施策の推進）

第35条 組合は、組合行政に関する正確で分かりやすい情報を住民が迅速かつ容易に得られるよう、第2章に定める公文書の開示のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、情報公開施策の推進に努めるものとする。

（情報提供施策の充実）

第36条 組合は、報道機関への情報の提供その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 組合は、市民の利用に供することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。

3 組合は、前2項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、情報提供施策の充実を図るものとする。

（情報収集活動の充実）

第37条 組合は、住民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実を図るものとする。

（会議の公開）

第38条 実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合

(2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第5章 雑則

(公文書の管理)

第39条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第40条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第41条 管理者は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

第42条 法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第44条 第24条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合情報公開条例施行規則

〔令和 5 年 4 月 1 日〕
南薩地区衛生管理組合規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合情報公開条例（令和 5 年南薩地区衛生管理組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（第 1 号様式）とする。

(開示決定等の通知)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求めることができる開示の実施の方法

(2) 開示（写し等の送付の方法による公文書の開示を除く。）を実施する日時及び場所

(3) 申出のあった開示の実施の方法等に関する事項

2 条例第 11 条第 1 項の書面は、開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をした場合にあっては公文書全部開示決定通知書（第 2 号様式）、開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定をした場合にあっては公文書一部開示決定通知書（第 3 号様式）とする。

3 条例第 11 条第 2 項の書面は、公文書不開示決定通知書（第 4 号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の書面は、開示決定等期限延長通知書（第 5 号様式）とする。

(開示決定等期限特例適用通知書)

第 5 条 条例第 13 条の書面は、開示決定等期限特例適用通知書（第 6 号様式）とする。

(事案移送通知書)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の書面は、事案移送通知書（第 7 号様式）とする。

(意見書提出機会付与の通知等)

第 7 条 条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

2 条例第 15 条第 3 項の書面は、開示決定に係る通知書（第 9 号様式）とする。

(公文書の開示の実施の方法等)

第 8 条 公文書の開示の実施に関し、文書又は図画の閲覧又は写しの交付に係る開示の実施の方法及び電磁的記録について条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、別表の左欄に掲げる公文書の種別につき、同表の中欄に掲げる方法とする。

2 条例第 16 条第 1 項の規定による公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

3 公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、又は破損してはならない。

4 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第 9 条 条例第 16 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求

める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 写し等の送付の希望の有無

2 条例第 16 条第 2 項の規定による申出は、開示実施方法等申出書（第 10 号様式）により行うものとする。

3 条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求書にその求める開示の実施の方法等が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって条例第 16 条第 2 項の規定による申出とみなす。

(更なる開示の申出)

第 10 条 条例第 16 条第 4 項の規定による申出は、更なる開示申出書（第 11 号様式）により行うものとする。

2 前項の場合において、既に開示を受けた公文書（その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用の額等)

第 11 条 条例第 18 条第 2 項に規定する費用のうち、別表の左欄に掲げる公文書の種別につき、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法により開示を受けたときの負担すべき費用の額（郵送料を除く。次項において同じ。）は、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）とする。

2 条例第 18 条第 2 項に規定する費用のうち、前項に規定する方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費用の額は、当該公文書の開示の実施に要する費用の額とする。

3 写し等の送付を求める者は、郵送料を納付しなければならない。

4 前 3 項に掲げる費用は、前納しなければならない。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第 12 条 条例第 20 条第 3 項の規定による通知は、諮問通知書（第 12 号様式）により行うものとする。

(運用の状況の公表の方法)

第 13 条 条例第 41 条の規定による運用状況の公表は、市の広報紙に掲載して行うものとする。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、公文書の開示の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条・第 11 条関係）

保有個人情報の種別	実施の方法		金額
	区分	内容	
1 文書、図画及	閲覧	原本の閲覧	零円

び写真	写しの交付	複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき単色刷り10円、多色刷り20円
2 マイクロフィルム	閲覧	用紙に印刷したものの閲覧	零円
	視聴	専用機器により映写したものの視聴	零円
	写しの交付	用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につきA4判80円、A3判140円
3 写真フィルム	閲覧	原本の閲覧	零円
	写しの交付	印画紙に印画したものの交付	1枚につきL判80円、六切り200円
4 スライド	視聴	専用機器により映写したものの視聴	零円
	写しの交付	印画紙に印画したものの交付	1枚につきL判80円、六切り200円
5 電磁的記録 (6の項又は7の項に該当するものを除く。)	閲覧	用紙に出力したものの閲覧	零円
	視聴	専用機器により再生したものの視聴	零円
	写しの交付	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき単色刷り10円、多色刷り20円
		光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	1枚につき80円
フレキシブルディスクカートリッジ(CD-R)に複写したものの交付	1枚につき50円		
6 録音テープ及び録音ディスク	視聴	専用機器により再生したものの聴取	零円
	写しの交付	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき200円
7 ビデオテープ及びビデオディスク	視聴	専用機器により再生したものの視聴	零円
	写しの交付	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき300円

備考

- 1 専用機器は、組合に備え置かれたものに限る。
- 2 電磁的記録の開示の実施は、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるものに限る。

- 3 写しの交付の部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。
- 4 写しの交付に用いる用紙の規格は、原則としてA3判（日本産業規格A列3番のもの）又はA4判（日本産業規格A列4番のもの）とし、印画紙の規格は、L判（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの）、六切り（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのもの）とする。
- 5 この表に定める実施の方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により開示の実施をすることができる。

第1号様式(第2条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

様

住 所

氏 名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話 ()

南薩地区衛生管理組合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>請求に係る公文書の名称等 (請求に係る公文書が特定できるように、公文書の名称又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。)</p>	
<p>求める開示の実施の方法</p>	<p>1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 複製物の交付 ※ 技術的事実等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。</p>
<p>写しの送付の希望の有無</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>
<p>備 考 (この欄は、記入しないでください。)</p>	<p>受付年月日 年 月 日</p>

(注)

- 「求める開示の実施の方法」及び「写しの送付の希望の有無」の欄は、記入せずに提出することができます。
- のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

第2号様式(第3条関係)

公文書全部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、次のとおり開示することを決定したので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示の請求に係る公文書の名称等		
求めることができる開示の実施の方法		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
申出のあった開示の実施の方法等に関する事項		
事務担当課	電話 ()	内線

(注)

- 1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を持参してください。

第3号様式(第3条関係)

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、次のとおり一部を開示することを決定したので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等			
求めることができる開示の実施の方法			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
開示しない部分及び開示しない理由	南薩地区衛生管理組合情報公開条例第7条第 号に該当(理由)		
申出のあった開示の実施の方法等に関する事項			
事務担当課	電話	()	内線

(注)

- 1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を持参してください。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南薩地区衛生管理組合を被告として(訴訟において南薩地区衛生管理組合を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式(第3条関係)

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり開示しないことを決定したので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	
開示しない理由	南薩地区衛生管理組合情報公開条例第7条第 号・第10条に該当(理由)
事務担当課	電話 () 内線
備考	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南薩地区衛生管理組合を被告として(訴訟において南薩地区衛生管理組合を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式(第4条関係)

開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、次のとおり開示決定等の期限を延長するので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 名 称 等	
延 長 前 の 期 限	年 月 日まで
延 長 後 の 期 限	年 月 日まで
延 長 の 理 由	
事 務 担 当 課	電話 () 内線

第6号様式(第5条関係)

開示決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書の開示決定等については、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第13条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る 公文書の名称等	
南薩地区衛生管理組合条例 第13条を適用する理由	
相当の部分につき開 示決定等を行う期限	年 月 日
残りの公文書について開 示決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	電話 () 内線

第7号様式(第6条関係)

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書の開示決定等については、次のとおり事案を移送したので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第14条第1項の規定により、通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 名 称 等	
移 送 を し た 実 施 機 関	事務担当課 電話 () 内線
移 送 を 受 け た 実 施 機 関	事務担当課 電話 () 内線
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	

(注) この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

第8号様式(第7条関係)

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



南薩地区衛生管理組合では、組合が保有する公文書の公開に関し南薩地区衛生管理組合情報公開条例を定めています。今回、あなた(貴)に関する情報が記録されている公文書について、開示請求がありました。この公文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第15条第1項(第2項)の規定により通知します。

ついては、この公文書の開示決定等について、ご意見がありましたら、公文書の開示に関する意見書(別紙)に記入して提出してください。

公文書の名称等	
開示請求のあった年月日	年 月 日
条例第15条第2項に該当する場合、その適用区分及び当該規定を適用する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・適用区分 第1号・第2号該当 ・適用する理由
あなた(貴)に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	

(注) 上記提出期限までに公文書の開示に関する意見書の提出がない場合は、「開示しても支障がない」というご意見として取り扱わせていただきます。

南薩地区衛生管理組合情報公開条例(関係条文抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合の有するその諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の組合行政に対する理解と信頼を確保し、住民参加による公正で開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条第3項及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(別紙)

公文書の開示に関する意見書

年 月 日

様

住 所

氏 名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話 ()

年 月 日付けで通知があつたことについて、次のとおり意見を提出します。

公文書の名称等	
開示決定等についての意見	1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由

(注) 「開示決定等についての意見」の欄は、「1」、「2」のいずれか該当する番号を○で囲んでください。

なお、「2」を○で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」及び「(2)支障がある理由」も記入してください。

第9号様式(第7条関係)

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付け 第 号で通知したあなた(貴)に関する情報が記録された公文書について、次のとおり開示(一部を開示)することとしたので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の名称等	
開示(一部を開示)することとしたあなた(貴)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	電話 () 内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南薩地区衛生管理組合を被告として(訴訟において南薩地区衛生管理組合を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 10 号様式(第 9 条関係)

開 示 実 施 方 法 等 申 出 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話 ()

開示の実施の方法等について、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり申し出ます。

開示決定に係る通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
<p>求める開示の実施の方法</p> <p>〔 公文書の部分ごとに異なる開示の方法を求める場合にあつては、当該部分ごとに開示の方法を記入してください。 〕</p>	
<p>写しの送付の希望の有無</p> <p>該当する□にレ印を付けてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>

第 11 号様式(第 10 条関係)

更なる開示申出書

年 月 日

様

住 所

氏 名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話 ()

開示を受けた公文書について更に開示を受けたいので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第 16 条第 4 項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出に係る開示決定通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
公文書の一部について開示の実施を求める場合は、当該開示を求める部分	
求める開示の実施の方法 [公文書の部分ごとに異なる開示の方法を求める場合にあつては、当該部分ごとの開示の方法]	
写しの送付の希望の有無 該当する□にレ印を付けてください。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

第 12 号様式(第 12 条関係)

諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けでされた審査請求については、次のとおり南薩地区衛生管理組合情報公開審査会に諮問をしたので、南薩地区衛生管理組合情報公開条例第 20 条第 3 項の規定により通知します。

審査請求がされた開示決定等に係る通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	電話 () 内線

○南薩地区衛生管理組合情報公開審査会規則

〔 令 和 5 年 4 月 1 日 〕
〔 南薩地区衛生管理組合規則第 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合情報公開条例(令和 5 年南薩地区衛生管理組合条例第 2 号)第 34 条の規定により、南薩地区衛生管理組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会議)

第 2 条 審査会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 3 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合行政手続条例

〔令和5年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第4号〕

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(処分、行政指導及び届出に関する手続)

第2条 南薩地区衛生管理組合が行う処分、行政指導及び届出に関する手続については、南さつま市行政手続条例（平成17年南さつま市条例第13号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第4編 人 事

第1章 公平委員会等

○南薩地区衛生管理組合と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(事務委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、南薩地区衛生管理組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鹿児島県（以下「乙」という。）に委託する。

(事務処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合は、これに関する乙の人事委員会規則等（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担するものとする。

2 前項ただし書に規定する費用の負担の範囲及び方法は、甲と乙の長が協議して定める。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第4条 甲は、職員に関する条例等を制定し、又は改廃した場合は、これを書面で乙に通知するものとする。

2 乙は、規則等の制定又は改廃が行なわれた場合は、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 8 号〕

改正 令和元年 11 月 27 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会の業務に関する報告)

第 2 条 公平委員会の事務の委託を受けた鹿児島県人事委員会は、毎年 6 月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の業務に関する報告事項)

第 3 条 公平委員会の事務の委託を受けた鹿児島県人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表事項)

第 4 条 管理者が、人事行政の運営の状況に関し公表しなければならない事項は、職員（非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項の概要及び第 2 条の規定による報告とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(公表の時期)

第 5 条 管理者は、人事行政の運営の状況に関する事項を、毎年 9 月末までに公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の公表は、南薩地区衛生管理組合公告式条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法で行う。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月27日条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2章 定数・任用

○南薩地区衛生管理組合職員定数条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第9号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者、組合議会及び監査委員の事務を補助する常勤の職員（副管理者を除く。）の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、23人とする。ただし、併任の場合の職員は、これを定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合職員の任用に関する規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第8号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他に定めるもののほか、南薩地区衛生管理組合職員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の任用については、南さつま市職員の任用に関する規則（平成17年南さつま市規則第23号）の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合職員の職の設置に関する規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第9号〕

改正 平成29年3月27日規則第2号

令和2年3月27日規則第2号

令和3年3月26日規則第1号

令和4年3月28日規則第1号

(趣旨)

第1条 南薩地区衛生管理組合職員の職の設置については、法令及び他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において職員とは、南薩地区衛生管理組合職員定数条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第9号）第2条に定める職員をいう。

(職員の職)

第3条 職員の職は、役付職員と一般職員の職とに分ける。

2 役付職員の職として、別表第1に掲げる職を置く。

3 一般職員の職として、別表第2の右欄に掲げる職を置く。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役 付 職 員 の 職
事務局長、参事、事務局次長、係長、所長、次長、専門員、参事補、新クリーンセンター調整監、主査 会計管理者

別表第2（第3条関係）

一 般 職 員 の 職
主任、主事 清掃技師、操作技師、清掃員、操作員

第3章 分限・懲戒

○南薩地区衛生管理組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 10 号〕

改正 平成 19 年 11 月 30 日条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続並びに効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の分限に関する手続及び効果は、当該職員を派遣した市の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の例による。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日条例第26号)

この条例は、平成19年12月 1 日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する 条例

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 11 号〕

改正 平成 19 年 11 月 30 日条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の懲戒の手續及び効果は、当該職員を派遣した市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の例による。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

第4章 服 務

○南薩地区衛生管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第12号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定するものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者又は管理者の定める上級の職員の面前において、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、
擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき
責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く
誓います。

年 月 日

氏 名

印

○南薩地区衛生管理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第13号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の職務に専念する義務の特例については、南さつま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年南さつま市条例第27号）の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第10号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、南薩地区衛生管理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第13号）第2条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の営利企業等の従事制限については、南さつま市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成17年南さつま市規則第26号）の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合職員服務規程

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合訓令第5号〕

改正 平成20年3月28日訓令第1号

令和2年4月1日訓令第2号

令和4年1月25日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、他の法令及び条例等に特別な定めがあるもののほか、職員の服務について必要な事項を定めるものとする。

(願ひ、届等の提出手続)

第2条 職員が、この規程に基づいて提出する願ひ、届等は、事務局長に提出するものとする。

(服務の原則)

第3条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、公務員に関する法令に従って服務し、かつ、職務の遂行に当たっては次の事項に留意し、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(1) 言語、容儀を正しくすること。

(2) 職員の体面を汚すような挙動を慎むこと。

(3) 応接は、努めて親切、丁寧、敏速を旨とすること。

(服務の宣誓)

第4条 新たに派遣職員となった者は、南薩地区衛生管理組合職員の服務の宣誓に関する条例(平成19年南薩地区衛生管理組合条例第12号)の規定に基づき、辞令を交付された際、役付職員にあっては管理者又は副管理者、その他の職員にあっては副管理者又は事務局長の立会いのもとで宣誓し、宣誓書に署名押印しなければならない。

2 前項の規定により署名押印の終わった宣誓書は、事務局長が保管するものとする。

(住所変更の届出)

第5条 職員は、住所を変更したときは、変更後5日以内に住所届(第1号様式)を提出しなければならない。

(履歴事項の取得届等)

第6条 職員は、氏名、本籍等を変更し、又は学歴、免許等の資格を取得したときは、直ちに履歴事項取得(変更)届(第2号様式)を提出しなければならない。

(勤務時間等)

第7条 職員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 職員の休憩時間は、月曜日から金曜日までの各日の午後零時から午後1時までとする。

ただし、管理者は、特別の勤務に従事する職員については、休憩時間を別に定めることができる。

(出勤簿)

第8条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（第3号様式）に自ら押印しなければならない。

2 事務局長は、出張、休暇、欠勤等を調査し、出勤簿を整備しなければならない。

(遅刻、早退)

第9条 定刻を過ぎて出勤した者は、遅刻簿（第4号様式）に所要の事項を記載し、事務局長に提出しなければならない。ただし、公務のために遅刻したときは、事務局長の承認を得て出勤簿に押印することができる。

2 病気その他の理由により勤務時間中に退庁しようとする者は、早退簿（第4号様式）に所要事項を記載し、事務局長に提出しなければならない。

(別勤)

第10条 事務局長は、職員を勤務時間中庁外において勤務(出張を除く。)させる場合には、別勤簿（第5号様式）により命令しなければならない。

(時間外及び休日勤務)

第11条 事務局長は、職員を正規の勤務時間を超えて勤務させ、又は休日に勤務させるときは、時間外(休日)勤務命令票（第6号様式）により命令しなければならない。

(休日及び休暇)

第12条 職員の休日及び休暇は、南薩地区衛生管理組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第14号）の定めるところによる。

(職務専念義務の免除)

第13条 職員の職務に専念する義務の免除は、南薩地区衛生管理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第13号）の定めるところによる。

(営利企業等への従事許可)

第14条 職員の営利企業等への従事許可は、南薩地区衛生管理組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成19年南薩地区衛生管理組合規則第10号）の定めるところによる。

(欠勤)

第15条 職員は、欠勤をしようとするとき又は欠勤したときは、欠勤簿（第4号様式）に所要事項を記載し、事務局長に提出しなければならない。

(私事旅行)

第16条 職員は、私事旅行のために5日を超えて居住地を離れようとするときは、事務局長に私事旅行承認願（第7号様式）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、

年次有給休暇を受けて私事旅行をする場合は、この限りでない。

(管外通勤承認)

第17条 職員は、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）を構成する市以外から通勤しようとするときは、管外通勤承認願（第8号様式）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(出張命令)

第18条 職員の出張は、別に定める出張命令簿により命令しなければならない。

2 出張を命ぜられた職員は、出発に際して上司の指示を受けなければならない。

(出張予定の変更)

第19条 職員は、出張期間において、その用務内容及び期間の変更を要する場合は、速やかに上司の指示を受けなければならない。

2 職員は、出張期間において、病気その他の理由により用務を行うことができないときは、速やかに上司に連絡し、その指示を受けなければならない。

3 職員は、出張期間内であっても、用務が終了したときは、直ちに帰庁して執務しなければならない。

(出張復命)

第20条 職員は、出張が終了したときは、帰庁後7日以内に出張復命書（第9号様式）を事務局長に提出しなければならない。ただし、定例又は軽易な事項については、口頭で復命することができる。

(不在の場合の事務処理)

第21条 職員は、出張、休暇等のために不在となるときは、担当する事務のうち急を要するものについて、あらかじめ上司の指示を受けなければならない。

2 上司は、不在者の事務について代理者を定め、処理させなければならない。

(事務引継ぎ)

第22条 職員は、休職又は退職の場合においては、その担当する事務を事務局長の指名した者に事務局長の指名した立会者の立会いのもとに、事務引継書（第10号様式）により引き継がなければならない。

(勤務時間外における登退庁)

第23条 職員は、勤務時間外若しくは休日に登庁し、又は退庁するときは、それぞれその旨を当直者又は警備員に告げ、特に退庁の際は、窓戸の閉鎖、火気の始末を確認しなければならない。

(事務等の相互援助)

第24条 職員は、臨時に必要なときは、その所管外の事務であっても相互に援助しなければならない。

(意見具申)

第25条 職員は、組合行政その他の事項で重要と認めるときは、口頭又は書面をもって意

見を管理者に具申することができる。

(文書、図面の取扱い)

第26条 すべて公務に関する文書(別段の定めがあるものを除く。)は、上司の許可を受けずにこれを他人に示し、又は内容を告げ、若しくはその写しを他人に与えてはならない。庁外に携出するときも、また同様とする。

(非常災害時の措置)

第27条 職員は、組合関係施設及びその付近に火災その他非常事態が発生したときは、直ちに上司に通報するとともに、防火、警備その他臨機の措置を講じなければならない。

(重要書類の保管及び表示)

第28条 重要書類は、運搬しやすい書箱等に納め、見やすい場所に置き、「非常持出し」の表示をしておかなければならない。

(非常災害の場合の服務)

第29条 職員は、組合の施設及びその付近に火災その他非常事態が発生したときは、直ちに登庁しなければならない。

- 2 前項の規定により登庁した者は、直ちに非常持出書類その他重要書類を搬出保護し、又は倉庫その他重要物件を警戒して上司の指揮を受けなければならない。
- 3 前2項に規定するほか、非常災害の場合の服務については、別に定める。

(特別措置の委任)

第30条 事務局長は、勤務の内容、形態等が特殊な職員の服務について、この規程により難しいと認めるときは、管理者の承認を受けて特別な定めをすることができる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月25日訓令第1号)

この訓令は、令和4年1月25日から施行する。

附 則

(南薩地区衛生管理組合職員服務規程の一部を改正する訓令)

南薩地区衛生管理組合職員服務規程(平成19年4月1日南薩地区衛生管理組合訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表を削る。

附 則

この訓令は令和6年9月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

南薩地区衛生管理組合管理者 様

職 名

氏 名

住 所 届

下記のとおり住所を定めましたので、お届けします。

1 住 所

2 連絡方法

3 住所略図

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

南薩地区衛生管理組合管理者 様

職 名

氏 名

履 歴 事 項 取 得 (変 更) 届

下記のとおり履歴事項を取得（変更）したのでお届けします。

項 目	新	旧	年 月 日	添 付 書 類
氏 名				個人事項証明書 (戸籍抄本)
本 籍				個人事項証明書 (戸籍抄本)
学 歴				卒業証明書
資 格				資格取得証明書
前 歴				履歴事項証明書
その他				必要な証明書

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第9条・15条関係）

欠 勤・遅 刻・早 退 簿

決 裁 区 分				欠 勤	遅 刻 又 は 早 退	理 由	職 名	氏 名	印
管 理 者	副 管 理 者	事 務 局 長	次 長 ・ 所 長						
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				
				月 日	前 遅刻 月 日 時 分 後 早退				

第5号様式（第10条関係）

別 勤 簿

決 裁 区 分			従時する 業務内容	月 日 〈 月 日	時 間	従事する 場 所	職名	氏 名	印
副管 理者	事務 局長	次長 所長							
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				
				月 日 〈 月 日	時 分から 時 分まで				

第6号様式（第11条関係）

時間外（休日）勤務命令票（ 年 月分）

No. _____

職員番号	給料
職 氏名	月額

科目	款	項	目	節

命令者		日	曜日	勤務命令時間	変更		勤務時間	勤務の区分			従事業務内容	当直者 (責任者) 確認印
事務局長	次長				命令者	事務局長		次長	25 100	125 100		
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで					
$\frac{25}{100}$ の部分				円 × 時 =	円							
$\frac{125}{100}$ の部分				円 × 時 =	円	$\frac{150}{100}$ の部分			円 × 時 =	円		
$\frac{135}{100}$ の部分				円 × 時 =	円	$\frac{160}{100}$ の部分			円 × 時 =	円		
日当額	債権放棄額	印	差引額	所得税	差引現金支給額	支払年月日						
				%								

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

所属名
職 名
氏 名 印

私 事 旅 行 承 認 願

下記のとおり、私事旅行をいたしますので、ご承認願います。

記

1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 連 絡 先

3 連 絡 方 法

	管 理 者	副管理者	事 務 局 長	次 長	所 長
決裁欄					

第8号様式（第17条関係）

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

所属名
職 名
氏 名 印

管 外 通 勤 承 認 願

下記のとおり、在勤地外から通勤したいので、ご承認願います。

記

- 1 現住所
- 2 通勤に利用する交通機関
- 3 通勤に要する時間
- 4 在勤地に居住することができない理由
- 5 本人の最近2か年の健康状況

	管 理 者	副管理者	事 務 局 長	次 長	所 長
決裁欄					

第9号様式（第20条関係）

出張復命書

管 理 者	副管理者	事務局長	次 長	所 長	文 書 No. 号	
					分類番号	保 存
用 務			職	氏 名	印	
出張先			出張期間	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日 間		
注 意	1 帰庁後7日以内に復命のこと。 2 関係書類を添付すること。		復 命 年 月 日	年 月 日		

第 10 号様式（第 22 条関係）

事 務 引 継 書

	管 理 者	副管理者	事務局長	次 長	所 長	係
決裁						

事 務 引 継 書

年 月 日付け退職（何々）につき、下記（別紙）のとおり事務引継ぎ
をしました。

年 月 日

前任者職氏名

後任者職氏名

記

- 1 処理未済事項
- 2 未着手事項
- 3 将来企画見込事項
- 4 その他

○南薩地区衛生管理組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第14号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、南さつま市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年南さつま市条例第28号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年薩南衛生処理組合条例第12号)、解散前の枕崎地区衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年枕崎地区衛生管理組合条例第1号)、枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年枕崎市条例第1号)、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年日置市条例第42号)、南さつま市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年南さつま市条例第28号)、知覧町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年知覧町条例第7号)及び川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年川辺町条例第6号)の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、年次有給休暇、病気休暇、介護休暇及び組合休暇は、通算する。

○南薩地区衛生管理組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第15号〕

改正 平成20年3月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の育児休業等については、南さつま市職員の育児休業等に関する条例(平成17年南さつま市条例第29号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年薩南衛生処理組合条例第1号)、解散前の枕崎地区衛生管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年枕崎地区衛生管理組合条例第22号)、枕崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年枕崎市条例第13号)、日置市職員の育児休業等に関する条例(平成17年日置市条例第43号)、南さつま市職員の育児休業等に関する条例(平成17年南さつま市条例第29号)、知覧町職員の育児休業等に関する条例(平成4年知覧町条例第3号)及び川辺町職員の育児休業等に関する条例(平成4年川辺町条例第3号)の規定によりなされた承認は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月28日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第11号〕

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則に定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

南薩地区衛生管理組合管理者	南薩地区衛生管理組合管理者の任命する職員
---------------	----------------------

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定 事業主等を定める規則

〔平成28年3月28日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第3号〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

南薩地区衛生管理組合管理者	南薩地区衛生管理組合管理者の任命する職員
---------------	----------------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第5章 職員厚生

○南薩地区衛生管理組合職員衛生管理規程

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合訓令第5号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、南薩地区衛生管理組合職員（以下「職員」という。）の健康の保持増進を図るため、職員の健康管理の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の健康管理の実施に関しては、南さつま市職員の健康管理規程（平成17年南さつま市訓令第19号）の例による。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

第5編 給 与

第1章 報酬・費用弁償

○南薩地区衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償 に関する条例

〔平成20年9月11日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第2号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

(1) 4月から翌年の3月までを1年として毎年3月に支給する。

(2) 年の途中において議員の職を離れたときは、その職を離れた日から1か月以内に支給する。

2 議員が年の途中においてその職に就いたとき、又は年の途中においてその職を離れたときは、月割計算により支給する。ただし、議員がその職を離れた日の属する月に再び同一の職に就いたときは、その月の報酬は重複して支給しない。

3 議員報酬は、議員の申し出により、口座振替の方法により支払うことができる。

4 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第4条 議員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、南さつま市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年南さつま市条例第24号）の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報 酬
議 長	年額 24,000 円
副 議 長	年額 20,000 円
議 員	年額 16,000 円

○南薩地区衛生管理組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第16号〕

改正 平成20年9月11日条例第3条
令和元年11月27日条例第5号

平成28年3月3日条例第3号
令和5年2月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、監査委員並びに行政不服審査会、個人情報保護審査会及び情報公開審査会の委員(以下「監査委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 監査委員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和22年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

(1) 月額支給の報酬は、在職する月分を毎月22日に支給する。

(2) 日額支給の報酬は、職務に従事した日に支給する。

2 報酬は、監査委員等の申し出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第4条 監査委員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、南さつま市報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南さつま市条例第33号)の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則(平成28年3月3日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月27日条例第5号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第3号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

監査委員	識見を有する者	日額 5,400円
	議員のうちから選任される者	日額 4,900円
行政不服 審査会	会長	日額 18,000円
	その他の委員	日額 15,000円
個人情報保 護審査会	会長	日額 18,000円
	その他の委員	日額 15,000円
情報公開 審査会	会長	日額 18,000円
	その他の委員	日額 15,000円

○南薩地区衛生管理組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第12号〕

改正 平成20年3月28日規則第1号
平成23年3月28日規則第1号
平成28年3月1日規則第2号
平成30年3月5日規則第1号
令和元年9月30日規則第3号

平成20年9月11日規則第2号
平成23年12月26日規則第3号
平成29年3月27日規則第1号
平成31年3月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、南薩地区衛生管理組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例16号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 条例別表に定めるその他の非常勤の職員の報酬は、別表により支給する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月11日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成23年3月28日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第3号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	単 位	報 酬 額
一般事務補助嘱託員	月 額	122,600 円以内で定める額
川辺清掃センター事務嘱託員	月 額	122,600 円以内で定める額
川辺清掃センター清掃嘱託員	月 額	142,000 円以内で定める額
南さつまクリーンセンター嘱託員	月 額	170,200 円以内で定める額

第2章 給料・手当

○南薩地区衛生管理組合管理者等の給与に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の受ける給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者等の給与)

第2条 管理者等の受ける給与は、給料とする。

(給料の額)

第3条 管理者等の給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 年額34,000円
- (2) 副管理者 年額27,000円

(支給方法)

第4条 前条の給料は、4月から翌年の3月までを1年として、毎年3月に支給する。ただし、年の中途において就任し又は離職したときは、月割計算により支給する。

2 前項の月割計算は、就任した月又は離職となった月を、それぞれ1月とみなして計算する。

3 給料の支払いについては、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合職員の給与に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第18号〕

改正 平成19年11月30日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この条例において「職員」とは、南薩地区衛生管理組合職員定数条例(平成19年南薩地区衛生管理組合条例第9号)第2条に規定する職員をいう。

(準用規定)

第3条 職員の給与は、当該職員を派遣した市の職員の給与に関する条例の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月30日条例第26号)

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合職員の給与の支給日に関する規則

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第 13 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与の支給等に関し必要事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の給与の支給日に関しては、南さつま市職員の給与の支給等に関する規則(平成17年南さつま市規則第33号)の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

〔令和元年11月27日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第4号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償について定めるものとする。

(準用規定)

第2条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関しては、南さつま市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年南さつま市条例第24号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第3章 旅 費

○南薩地区衛生管理組合職員等の旅費に関する条例

〔平成19年4月1日〕
南薩地区衛生管理組合条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、公務のため旅行する管理者、副管理者、南薩地区衛生管理組合職員等の給与に関する条例(平成19年南薩地区衛生管理組合条例第18号)第2条に規定する職員及び職員以外の者(以下「職員等」という。)に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員等の旅費については、南さつま市職員等の旅費に関する条例(平成17年南さつま市条例第40号)の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第6編 財 務

第1章 通 則

○南薩地区衛生管理組合財政状況の公表に関する条例

〔平成19年4月1日〕
南薩地区衛生管理組合条例第21号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表については、この条例の定めるところによる。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。

2 管理者は、天災その他避けることのできない事故により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、その事故のやんだ日から1か月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により、5月に公表する財政状況においては、前年の10月1日からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び管理者の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 住民の負担の概況
- (3) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (4) その他管理者において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により、11月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

3 管理者は、必要があると認めるときは、財政状況の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を、その付表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、南薩地区衛生管理組合公告式条例(平成19年南薩地区衛生管理組合条例第2号)の例による。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、何人も公表の日から6か月間、組合事務所において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の薩南衛生処理組合及び解散前の枕崎地区衛生管理組合の平成18年10月1日から平成19年3月31日までの期間の財政状況の公表については、この条例により公表するものとする。

○南薩地区衛生管理組合会計規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第14号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、南薩地区衛生管理組合の会計事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 南薩地区衛生管理組合の会計事務については、南さつま市会計規則（平成17年南さつま市規則第38号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合会計規則（平成17年薩南衛生処理組合規則第10号）、合併前の枕崎地区衛生管理組合会計規則（昭和47年枕崎地区衛生管理組合規則第4号）の規定によりなされた会計に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則によりなされたものとみなす。

○南薩地区衛生管理組合の指定金融機関の指定について

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合告示第1号〕

改正 平成19年12月1日告示6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により、南薩地区衛生管理組合指定金融機関を次のとおり指定した。

指定金融機関の名称	位 置	公 金 取 扱 総括店の名称	取 扱 事 務 の 範 囲
南さつま農業協同組合	南九州市知覧町郡 17285番地	加世田支所	南薩地区衛生管理 組合の出納事務

第2章 契約・財産

○南薩地区衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第22号〕

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合契約規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第15号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び条例に定めのあるもののほか、南薩地区衛生管理組合の契約に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 南薩地区衛生管理組合の契約に関する事務の取扱いについては、南さつま市契約規則(平成17年南さつま市規則第41号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合契約規則(昭和57年薩南衛生処理組合規則第5号)、合併前の枕崎地区衛生管理組合契約規則(昭和47年枕崎地区衛生管理組合規則第5号)、南さつま市契約規則(平成17年南さつま市規則第42号)及び川辺町契約規則(平成9年川辺町規則第13号)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○南薩地区衛生管理組合（仮称）南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業に係る総合評価落札方式実施要綱

〔令和元年11月27日〕
〔南薩地区衛生管理組合告示第11号〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、南薩地区衛生管理組合が発注する（仮称）南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業の総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項によって落札者を決定する方式をいう。）による入札（以下単に「施設整備・運営事業の入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（総合評価委員会による審議）

第2条 管理者は、施設整備・運営事業の入札に関して、南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会設置規則（平成24年南薩地区衛生管理組合規則第1号）の定めるところにより、南薩地区衛生管理組合建設工事等総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）の審議に付し、当該委員会の答申を求めるものとする。

（入札公告等）

第3条 管理者は、総合評価落札方式で施設整備・運営事業の入札を実施しようとするときは、令第167条の10の2第6項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

- （1） 総合評価（価格その他の条件についての評価をいう。以下同じ。）に必要な事業提案の内容及び提出期限
- （2） 第9条に規定する入札結果の説明に関する事項
- （3） 第10条に規定する評価内容の担保に関する事項
- （4） その他施設整備・運営事業の入札に必要と認める事項
（事業提案）

第4条 施設整備・運営事業の入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、総合評価を行う際に必要な事業提案を管理者が指定する期日までに管理者に提出しなければならない。

- 2 事業提案の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 3 入札参加希望者から提出のあった事業提案書は、次項の規定に該当する場合又は落札者とならなかった場合であっても当該提出者に返却しない。
- 4 次に掲げる事由がある場合には、施設整備・運営事業の入札に参加することができない。

- （1） 事業提案を提出しない場合

(2) 事業提案に必要事項が記載されていない場合

(3) 事業提案に虚偽の記載がある場合

(落札者決定基準)

第5条 管理者が定める令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)には、評価基準、評価方法その他の基準を定めるものとする。

(落札候補者の選定方法)

第6条 総合評価委員会は、施設整備・運営事業の入札の落札候補者を選定するに当たっては落札者決定基準の定めるところにより総合評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、非価格要素点と価格要素点の合計(以下「総合評価点」という。)の最も高い入札参加者を落札候補者を選定するものとする。

2 総合評価委員会は、入札参加者に対し、事業提案書の内容についてヒアリングを実施することができるものとする。

3 予定価格を超えた入札を行った入札参加者は、失格とするものとする。

4 総合評価委員会は、総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上あるときは、価格要素点の最も高い入札参加者を落札候補者として選定するものとし、価格要素点も同点である場合は、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。ただし、当該入札参加者がくじ引きに参加することができないときは、代理人を定めて、その者にくじを引かせるものとする。

5 施設整備・運営事業の入札の結果、有効な入札をした者が1者の場合は、落札者決定基準の定めるところにより、落札候補者を選定できるものとする。

(落札者の決定)

第7条 管理者は、総合評価委員会から落札候補者選定の答申を受け、落札者を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により落札者となった者が契約を締結しない場合又は契約締結日までの期間において入札参加に係る資格要件のいずれかに該当しなくなった場合は、その者以外で総合評価点の最も高い落札候補者を落札者とすることができる。この場合において、総合評価点の最も高い落札候補者が2者以上あるときは、前条第4項の規定を準用するものとする。

(総合評価の審査結果の公表)

第8条 管理者は、前条の規定により落札者を決定し、請負契約を締結したときは、遅滞なく総合評価の審査結果を公表するものとする。

(入札結果の説明)

第9条 入札参加者で落札者とならなかったもの(以下「非落札者」という。)は、管理者に対し、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して10日以内に限り、入札結果の説明を求めることができる。

2 前項に規定する請求は、書面をもってしなければならない。

3 管理者は、非落札者から第1項に規定する請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して10日以内に、当該非落札者に対し書面により回答するものとする。

4 管理者は、前項の規定による回答を行うに当たっては、総合評価委員会の意見を聴くことができるものとする。

(評価内容の担保)

第10条 管理者は、落札者の事業提案のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及びその履行ができなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

2 管理者は、前項の事項の履行ができなかった場合で、再度の施工が困難である場合又は合理的でない場合は、契約金額の減額及び損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(実施上の留意事項)

第11条 施設整備・運営事業の入札の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 入札参加希望者に、管理者が指定する入札参加資格確認に必要な書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出させること。

(2) 管理者は、提出された入札参加資格確認申請書等の内容を確認し、入札参加希望者に当該結果を通知するものとする。

(3) 施設整備・運営事業の入札に要する費用は、入札参加希望者の負担とすること。

(4) 提出された入札参加資格確認申請書等及び入札書類は、入札参加希望者に無断で審査以外の目的に使用しないものとする。

(事業提案書の秘密の保持)

第12条 管理者は、入札参加希望者から提出のあった事業提案に関する資料は公表しないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、施設整備・運営事業の入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱

〔平成25年4月19日〕
〔南薩地区衛生管理組合告示第5号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、南薩地区衛生管理組合が行う物品又は役務の調達等（以下「組合の物品又は役務の調達等」という。）に係る契約の適正な履行を確保するため、組合の物品又は役務の調達等の指名競争入札に際しての有資格業者（組合の物品又は役務の調達等について、入札参加資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名の停止（以下「指名停止」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 組合の物品又は役務の調達等の指名競争入札に際しての有資格業者の指名停止については、南さつま市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年南さつま市告示第11号）の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第 23 号〕

(趣旨)

第 1 条 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第 2 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額がその高価なものの価額の 6 分の 1 を超えるときは、この限りでない。

(1) 南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第 3 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和38年薩南衛生処理組合条例第9号)、合併前の枕崎地区衛生管理組合財産の交換、譲与及び貸付け等に関する条例(昭和47年枕崎地区衛生管理組合条例第18号)、南さつま市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(平成17年南さつま市条例第44号)及び川辺町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和39年川辺町条例第12号)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この条例の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○南薩地区衛生管理組合公有財産管理規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第16号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、公有財産の取得、管理及び処分並びに物件の借入れ、使用、受託その他の管理に関し、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 南薩地区衛生管理組合公有財産管理については、南さつま市公有財産管理規則(平成17年南さつま市規則第43号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合公有財産管理規則(平成17年薩南衛生処理組合規則第12号)、南さつま市公有財産管理規則(平成17年南さつま市規則第44号)及び川辺町公有財産管理規則(平成13年川辺町規則第15号)の規定によりなされた公有財産管理行為は、それぞれこの規則によりなされたものとみなす。

第7編 環境衛生

第1章 廃棄物処理

○南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第24号〕

改正 平成25年2月21日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）が共同処理する一般廃棄物の適正処理及び処理区域内の清潔の保持を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物処理業 法第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、し尿等に係る処理業をいう。
- (3) 処理区域 法第6条第1項の規定により、組合が一般廃棄物処理計画に定める区域をいう。

(排出禁止物)

第3条 処理区域内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、組合が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 危険性のある物
- (2) 引火性のある物
- (3) 有害性物質を含む物
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、組合が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす物

(占有者等の自己処理)

第4条 占有者等は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障の

ない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第5条 事業活動に伴い一般廃棄物を生ずる事業者は、当該一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自らの責任において適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 法第6条第1項の規定により、組合が定める一般廃棄物処理計画は、基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて策定するものとする。

(組合による一般廃棄物の処理)

第7条 組合は、法第6条の2の規定により一般廃棄物処理計画に従い、その処理区域内における一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。以下同じ。)をしなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第8条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、当該許可又は許可の更新に係る申請を行わなければならない。

2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(一般廃棄物処理業の変更許可申請)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者は、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更許可を受けようとするときは、管理者が別に定めるところにより、当該許可に係る申請を行わなければならない。

(許可証の交付)

第10条 管理者は、前2条の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(一般廃棄物処理業等の休止・廃止届出)

第11条 一般廃棄物収集運搬業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証再交付申請)

第12条 第8条第1項又は第2項の規定により許可を受けたものが、一般廃棄物収集運搬業許可証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに規則で定めるところにより、再交付の申請を行わなければならない。

(許可手数料)

第13条 第8条第1項及び第9条に規定する申請を行った者は、当該申請に係る許可を受けたときは、許可証交付の際、1件につき2,000円の手数料を納付しなければならない。

2 第12条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証の再交付の際、1件につき1,000円の手数料を納付しなければならない。

(技術管理者の資格)

第14条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者
(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年薩南衛生処理組合条例第1号)、枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年枕崎市条例第20号)、南さつま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年南さつま市条例第74号)及び知覧町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年知覧町条例第12号)の規定によりなされた一般廃棄物収集運搬業の許可は、その期間中に限り、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。

附 則(平成25年2月21日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例 施行規則

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第17号〕

改正 令和3年10月4日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(許可又は更新の申請)

第2条 条例第8条第1項の一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

(変更許可の申請)

第3条 条例第9条に規定する一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第4条 前2条の申請により管理者が許可するときは、一般廃棄物処理業許可証（第3号様式。以下「許可証」という。）を交付する。

2 許可証の有効期限は、2年とする。

(変更の届出)

第5条 条例第8条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の6の規定で定める変更の届出に該当する事項を変更したときは、一般廃棄物処理業変更届出書（第4号様式）を、管理者に提出しなければならない。

(許可証の取扱い)

第6条 許可業者は、許可証の有効期限が満了したときは、許可証を管理者に返却しなければならない。

2 許可業者は、許可の更新又は変更許可に従い、新たな許可証の交付を受けたときは、更新前又は変更前の許可証を管理者に返却しなければならない。

3 許可業者は、許可の取消し又は事業の停止を受けたときは、許可証を管理者に返却しなければならない。

4 管理者は、前項の事業の停止期間が経過したときは、事業の停止により返却を受けた

許可証を許可業者に対し返付する。

- 5 許可業者は、許可証をき損又は亡失したときは、直ちに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第5号様式）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 6 許可業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
 - (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
(休業又は廃業届)

第7条 許可業者がその営業を10日以上休業しようとするときは、休業する日の15日前までに、また廃業しようとするときは、廃業する日の90日前までに、一般廃棄物処理業休業（廃業）届（第6号様式）により管理者に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年薩南衛生処理組合規則第1号）、枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年枕崎市規則第27号）、南さつま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年南さつま市規則第80号）及び知覧町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成12年知覧町規則第18号）によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、令和3年10月4日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所
氏 名

(法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業所の所在地
- 2 個人・法人別
- 3 一般廃棄物の種類
- 4 収集・運搬及び処分の別
- 5 営業区域
- 6 一般廃棄物の積替場の所在地
- 7 車庫等の所在地
- 8 運搬車その他作業用具の種類
- 9 添付書類
 - (1) 法人の場合は定款又は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し
 - (2) 従業員名簿
 - (3) 収集運搬及び作業計画
 - (4) 自動車登録証の写し
 - (5) その他管理者が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつてはその名称、所在地及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業の事業範囲の変更を受けたいので、南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 一般廃棄物の種類
- 3 収集・運搬及び処分の別
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
 - (1) 従業員名簿
 - (2) 収集運搬及び作業計画
 - (3) 自動車登録証の写し
 - (4) その他管理者が必要と認める書類

第3号様式（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

一般廃棄物処理業許可証

許可業者住所

会社名

代表者名

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、
南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により、
次の条件を付して許可する。

南薩地区衛生管理組合
管理者 印

許可の条件

- 1 許可の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 一般廃棄物の種類
- 3 収集、運搬及び処分の別
- 4 許可区域
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令並びに本組合条例に違反した
行為があったときは許可を取り消す。

第4号様式（第5条関係）

一般廃棄物処理業変更届出書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名）

年 月 日付け指令第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したいので、南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

1 変更した事項の内容

2 変更の理由

第5号様式（第6条関係）

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業許可証をき損（亡失）しましたので、南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

- 1 事業所の所在地
- 2 事業者の名称
- 3 許可年月日及び許可番号
- 4 き損（亡失）の理由

（注）き損の場合は、当該許可証を添付すること。

第6号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理業休業（廃業）届

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつてはその名称、所在地及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業を休業（廃業）したいので、南薩地区衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所の所在地

2 事業者の名称

3 許可年月日及び許可番号

4 休止（廃止）年月日 年 月 日から
年 月 日まで

5 休止（廃止）理由

第2章 浄化槽清掃

○南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例

〔平成19年4月1日〕
〔南薩地区衛生管理組合条例第25号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）に定める浄化槽清掃業の適正な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第2条 法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及び浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、管理者が別に定めるところにより、当該許可に係る申請を行わなければならない。

2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(通知)

第3条 管理者は、前条の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨（不許可をした場合にはその理由を含む。）を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

第4条 管理者は、第2条の許可の申請が法第36条に定める許可の基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(許可証の交付)

第5条 管理者は、第2条の許可をしたときは、清掃業許可申請者に対し許可証を交付する。

(浄化槽清掃業の許可証再交付申請)

第6条 第2条第1項の規定により許可を受けたものが、浄化槽清掃業の許可証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに規則で定めるところにより、再交付の申請を行わなければならない。

(清掃の実施及び指示)

第7条 第2条の浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、その業務の遂行にあたっては、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条で定める清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

2 管理者は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

(変更の届出)

第8条 浄化槽清掃業者は、規則で定めるところにより、第2条の申請書及び添付書類の

記載事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第9条 浄化槽清掃業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽清掃業を廃止した場合 浄化槽清掃業者であった個人又は浄化槽清掃業者であった法人の役員

(帳簿の備付け等)

第10条 浄化槽清掃業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽清掃業者に浄化槽の清掃業務に関し報告させることができる。

2 管理者は、この条例を施行するために特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽清掃業者の事務所又は事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可手数料)

第12条 第2条第1項に規定する申請を行った者は、当該申請に係る許可を受けたときは、許可証交付の際、1件につき2,000円の手数料を納付しなければならない。

2 第6条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証の再交付の際、1件につき1,000円の手数料を納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日までに、改正前の薩南衛生処理組合浄化槽清掃業に関する条例(昭和61年薩南衛生処理組合条例第3号)、枕崎市浄化槽清掃業に関する条例(昭和61年枕崎市条例第13号)及び浄化槽法施行細則(平成12年知覧町規則第19号)の規定によりなされた浄化槽清掃業の許可は、その期間中に限り、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例施行規則

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
〔南薩地区衛生管理組合規則第 18 号〕

改正 令和 3 年 10 月 4 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の条件)

第 2 条 管理者は、条例第 2 条第 2 項の許可について、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可の有効期限
- (2) 許可の種類
- (3) 許可の区域
- (4) その他公衆衛生上必要な事項

(許可の申請)

第 3 条 条例第 2 条の規定による申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款及び登記簿謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (3) 自動車登録の写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(許可証)

第 4 条 条例第 5 条の規定により交付する許可証は、浄化槽清掃業許可証（第 2 号様式）によるものとする。

2 許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第 3 号様式）により申請しなければならない。

(変更の届出)

第 5 条 条例第 7 条の規定による変更届出は、浄化槽清掃業変更届出書（第 4 号様式）によるものとする。

(廃業等の届出)

第 6 条 条例第 8 条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃止届出書（第 5 号様式）によるものとする。

(帳簿等の備付け等)

第 7 条 条例第 9 条の規定による帳簿等の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 清掃の年月日

- (2) 清掃を行った浄化槽の管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
- 2 前項の帳簿の保存は、次によるものとする。
- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間営業所ごとに保存すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の薩南衛生処理組合浄化槽清掃業に関する条例施行規則（昭和61年薩南衛生処理組合規則第1号）、枕崎市浄化槽清掃業に関する条例施行規則（昭和61年枕崎市規則第12号）及び浄化槽法施行細則（平成12年知覧町規則第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、令和3年10月4日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつてはその名称、所在地及び代表者の氏名）

浄化槽清掃業を営業したいので、南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例
第2条第1項の規定により申請します。

記

1 営業所所在地

2 営業所の名称

3 浄化槽管理士の名簿（資格の写しを添付）

氏 名	住 所	資格取得年月日

4 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 11 条に定める器具の数量

機 種	数 量	登 録 番 号 等

5 汚物等の運搬処理の方法

6 役員及び職員名簿

氏 名	年 齢	職 名	専兼の別	在職年数

(注) 申請者の印は、登録印を押印し、印鑑証明を添付する。

第2号様式（第4条関係）

浄化槽清掃業許可証

許可番号第 号
年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日申請の浄化槽清掃業を次の条件を付して許可する。

南薩地区衛生管理組合

管理者 印

記

許可の条件

- 1 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 許可の種類 浄化槽清掃業
- 3 許可区域
- 4 環境衛生上必要な事項

浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則に規定する清掃の技術上の基準を遵守し、当該浄化槽の機能が最大限に発揮されるよう善良な清掃業者としての自覚をもって業務を遂行すること。

第3号様式（第4条関係）

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所
氏 名

浄化槽清掃業許可証をき損（亡失）したので、南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例施行規則第4条第2項の規定により再交付を申請します。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称
- 3 許可年月日及び番号
- 4 き損（亡失）の理由

（注）き損の場合は、当該許可証を添付すること。

第4号様式（第5条関係）

浄化槽清掃業変更届出書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業の許可申請書及び添付書類の記載事項に変更があったので、南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例第7条の規定によりお届けいたします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

(注) 添付書類に変更があったときは、変更後の書類を添付すること。

第5号様式（第6条関係）

浄化槽清掃業廃止届出書

年 月 日

南薩地区衛生管理組合
管理者 様

届出人 住 所
氏 名

浄化槽清掃業を廃止したいので、南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例
第8条の規定によりお届けします。

記

- 1 営業者の住所・氏名
- 2 営業所の所在地
- 3 営業所の名称
- 4 営業廃止の年月日
- 5 営業廃止の理由

(注) 許可証を添付すること。